

TM5

異議申立および審判手続における
商標保護

異議申立：法制度情報



目次

1 異議申立手続	4
1. 貴庁は、出願を審査する際、職権により先の権利を調査するか	4
2. 貴庁は、出願によって生じる潜在的な抵触について、既存の権利者に助言するか	5
3. 登録手続のどの段階で商標に異議を申し立てることができるか	6
4. 異議申立の手段	7
5. 該当する場合、電子申請システムは異議申立を電子的に受理するか	8
6. 異議申立手続で提出された書類はオンラインで閲覧できるか。	9
7. 異議申立を行えるのは誰か	9
8. 異議申立をするための法的地位に関する要件はあるか	10
9. 異議申立をするために貴庁に支払うべき手数料はいくらか	11
10. 異議申立に関連して貴庁に支払うべき費用（9 で明記した以外のもの。審判料を除く）	12
11. 支払い期限、支払いが遅れた場合の影響、救済方法	13
12. 貴庁は異議申立に職業代理人を義務付けているか	14
13. 異議申立の期限はいつか	15
14. 貴庁は、異議申立期間の延長（異議申立人が異議申立期間中にプレースホルダーを提出し、異議申立期間が終了した後に実際の異議申立を提出できるようにすること）を規定しているか	15
15. 出願人は異議申立に答弁する必要があるか	16
16. 貴庁には、異議申立書を提出する際の言語要件があるか	17
17. 異議申立手続の主な段階にはどのようなものがあるか	18
18. 意義申立を受けた出願の所有者が異議申立に回答しなかった場合、どのような結果になるか。貴庁は、懈怠通知や審判部による原告に有利な拘束力のある裁定など、懈怠判決（またはそれに相当するもの）を行うか	21
19. 貴庁では、調停サービスやその他の和解手段を奨励または提供しているか。それは手続のどの段階か	22
20. 貴庁は手続の和解を間接的に奨励しているか	23
21. 対審前期間中や異議申立期間中など、和解を可能にする特定の期間はあるか	24
22. 貴庁は、商標の登録可能性に関する紛争を解決するための法廷を提供しているか。提供している場合、その政策的根拠は何か	25
23. 貴庁には、ディスカバリーや規定された開示に関する手続があるか	25
24. 貴庁は、異議申立人が単独で異議申立を取り下げを認めているか	26
25. 証拠提出に適用される期限はあるか。「遅れた証拠」を提出することはできるか。できる場合、その条件は何か	27
26. 貴庁は、異議申立手続において口頭審理の機会を提供しているか	28
27. 貴庁は、異議申立手続において第三者による意見陳述を認めているか	29
28. 当事者から動議が提出された場合、法廷の誰がその動議について決定を下す責任を負うか	29
29. 異議申立の実体について判決を下す合議体は何人の意思決定者で構成されているか	30
30. 最終的でない（手続上の）動議を決定するのは、貴庁内の同じ意思決定者か、それとも別に責任を負う法廷があるのか	30
31. 以下の問題（a. 異議申立人には当事者適格性がある。b. 当法廷には管轄権がある。c. 異議申立の理由が主張されている。）を提起するのは（当事者ではなく）貴庁の責任か	31
32. 貴庁は、十分な理由に基づく決定を書面で発行することを義務付けられているか	32
33. 決定までの平均期間はどの程度か	32
34. 手続中、貴庁の実務では、別の手続の結果が出るまで、または和解協議のために、当事者が中断を要求することは可能か	33

35. 事実関係に争いがない場合、貴庁の実務では、当事者が略式判決を要求し、ひいては実体についての最終判決を回避することを認めているか.....	34
36. 貴庁は、どちらの当事者が手続費用を負担するかを決定するか。決定する場合、その計算方法はどのようなものか。費用の決定にどれだけの時間を費やしているか.....	34
37. 審判機関の決定を上訴することはできるか。上訴は何段階まで可能か.....	35
38. 出願人は異議申立人に対し、異議申立の根拠となった登録を取り消すよう反訴を提起できるか。上訴審判部は、自らの動議でそのような決定を下すことができるか.....	36
39. 適用法（すなわち異議申立手続に適用される法律行為および具体的な規定）への参照を提供されたい....	37

2 実体規定..... 39

40. 貴庁への異議申立の根拠となり得る先の権利の種類を列挙されたい.....	39
41. 異議申立手続において援用することができる先の権利について、以下のリストから選択し、さらに詳しく説明されたい.....	40
42. 貴庁での異議申立手続において援用することができる理由をすべて列挙されたい.....	49
43. 異議申立手続において援用することができる理由について、以下のリストから選択し、さらに詳しく説明されたい.....	53
44. 当事者は、審査において登録拒絶の理由となったすべての理由について異議申立を行うことができるか。当事者は、追加的な理由に基づいて異議申立を行うことができるか.....	59

3 評価—最も一般的な側面..... 60

45. 混同のおそれ 貴庁は、異議申立手続において先行商標の識別力を評価するか.....	60
46. 異議申立手続において貴庁が要求する使用の証拠.....	68
47. 名声／周知性.....	75
48. 実体規定に関する適用法への参照を提供されたい（また、拒絶理由ごとに関連する法律規定を明記されたい）.....	81
49. 異議申立手続の変更を検討しているか。検討している場合、それはどのようなものか.....	81

序文

TM5（商標 5 庁）による「異議申立および審判（審査）手続における商標保護」プロジェクトは、TM5 パートナー庁での商標異議申立・審判（審査）手続において利用者の正当な権利利益をより効果的に保護するために、パートナー庁とその利用者が商標異議申立・審判（審査）に関するさまざまな法制度、法律適用、審査、実務を理解するのを助けることを目的として、2021 年 11 月に採択された。

このアンケートは、異議申立に関連するパートナー庁の法制度に関する情報をまとめたものである（フェーズ 1）。

1 異議申立手続

- 1) 貴庁は、出願を審査する際、職権により先の権利を調査するか。「はい」の場合は、審査する権利（商標出願、商標登録、会社名など）を具体的に記入されたい。

- ☐ はい
☐ いいえ

EUIPO

- ☐ はい
☒ いいえ

EUIPO は職権上、既存の先の権利との潜在的な抵触に基づいて EUTM 出願を拒絶しない。

CNIPA

- ☒ はい
☐ いいえ

当庁は登録商標と係属中の商標出願を審査する。

JPO

- ☒ はい
☐ いいえ

原則として、異議申立手続は異議申立人が主張する理由と提出する証拠に基づいて行われる。ただし、職権調査の対象となる先の権利については質問 41 の回答を参照のこと。

KIPO

- ☒ はい
☐ いいえ

USPTO

- ☒ はい
☐ いいえ

職権審査で参照される先の権利：

I.先に行われた商標出願

II.商標登録

上記のうち、USPTO の記録上、有効なもの。

2) 貴庁は、出願によって生じる潜在的な抵触について、既存の権利者に助言するか。「はい」の場合は、所有者に助言する権利（商標出願、商標登録、会社名など）を具体的に記入されたい。

- ☐ はい
☐ いいえ

EUIPO

- ☒ はい
☐ いいえ

詳細（手段、手続など）を記入すること。

当庁からは 2 種類の通信が送付される。

1.当該の EUTM 出願と抵触する可能性がある先の EUTM／出願／国際登録を特定したサーチレポートが出願人に送付される。これは出願手数料に含まれているが、レポートの請求は出願時に行うか、国際出願の場合には WIPO から EUIPO へのファイル送信後 1 カ月以内に行わなければならない。さらに、EU の 5 つの国内官庁（チェコ共和国、デンマーク、ハンガリー、ルーマニア、スロバキア）に対しては、追加手数料を支払うことで国内サーチレポートを請求することができる。

レポートは情報提供のみを目的としており、公開前に EUTM 出願を取り下げる選択肢を出願人に与えるためのものである。

2.先の EU 商標または EU 商標出願の所有者に対し、その権利と抵触する可能性がある類似の新規 EUTM 出願について、サーベイランスレターが送付される。所有者は、この情報の受け取りをオプトアウトしない限り、自動的にこの情報を受け取る。

このレターは純粋に情報を提供するものであり、抵触が実際に存在することや、関連する商標や商品・役務が実際に同一または類似であることを認定するものとはみなされない。このような認定は、EU IPO 内の異議申立手続または取消手続の最終決定においてのみ採択することができる。

さらに、ユーザーエリア内でアラートを作成し、類似商標が出願されていることを所有者に通知することもできる。

出願人は、EU IPO のツールの 1 つを利用し、出願前に抵触の可能性を調査することで、異議申立のリスクを最小限に抑えることもできる。

[CNIPA](#)

- ☐ はい
☒ いいえ

[JPO](#)

- ☐ はい
☒ いいえ

[KIPO](#)

- ☐ はい
☒ いいえ

[USPTO](#)

- ☐ はい
☒ いいえ

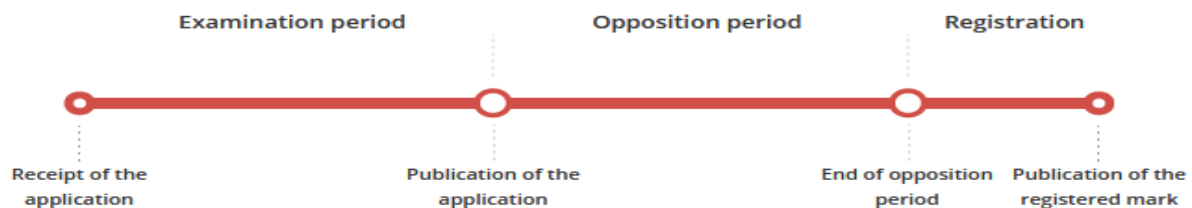
USPTO は職権審査中、後から提出された出願が抵触する可能性があることを、既存の権利者（登録者、出願日が早い出願人）に通知しない。

3) 登録手続のどの段階で商標に異議を申し立てることができるか。

[EUIPO](#)

EU 商標出願の公開後、出願がすべての受理条件を満たしていると認められたとき。公開日は、出願が欧州連合商標公報のパート A1 に掲載された日である。異議申立書は、この日から 3 カ月以内に提出することができる。

登録プロセスの各段階を以下のタイムラインに示す。



[CNIPA](#)

公開日から 3 カ月以内。

[JPO](#)

商標が登録された旨の商標公報が発行された日の翌日から起算して 2 カ月以内（商標法第 43 条の 2）。質問 25 に対する回答も参照のこと。

[KIPO](#)

出願の公開日から 2 カ月以内（商標法第 60 条）

[USPTO](#)

商標が USPTO 官報で公開された日から 30 日以内、または USPTO の商標審判部（TTAB）により認められた延長期間内（ただし、公開後 180 日以内）。

4) 異議申立の手段。 ☐ 電子 ☐ 書面

要件の詳細を記入されたい。

[EUIPO](#)

- ☒ 電子
- ☒ 書面

異議申立書は、書面で EUIPO により受理されなければならない。

異議申立書は、（1）当庁のウェブサイトのユーザーエリアから入手可能な電子フォームを使用するか、（2）郵送または宅配便で提出することができる。

[CNIPA](#)

- ☒ 電子
- ☒ 書面

異議申立は書面でも電子的方法でも提出できる。

[JPO](#)

- ☐ 電子
- ☒ 書面

[KIPO](#)

- ☒ 電子
- ☒ 書面

異議申立はオンラインでもオフラインでも提出できる。

[USPTO](#)

- ☒ 電子
- ☒ 書面

商標法第 1 条または第 44 条に基づく出願に対する異議申立は、TTAB の商標審判部電子システム（Electronic System for Trademark Trials and Appeals : ESTTA）を通じて行わなければならない。技術的な問題でシステムが利用できない場合や、特別な事情がある場合には、書面で異議申立を提出することができる。書面で提出する場合は、技術的な問題または特別な事情に関する書面による説明と、場合によっては適切な申立手数料を添えた長官への請願書も合わせて提出しなければならない。

第 66 条(a)に基づく出願（すなわち、マドリッド議定書に基づく国際出願）に対して異議申立期間の延長または異議申立を申請する場合、その延長または異議申立は TTAB の ESTTA（商標審判部電子システム）を通じて申請しなければならない。第 66 条(a)出願人については、書面による申請は認められていない。[TMEP 第 1503.01 条、TBMP 第 110.01 条(a)]

5) 該当する場合、電子申請システムは異議申立を電子的に受理するか。

☐ はい ☐ いいえ

システムは次のことを自動的に判断するか。

a.正しい料金が支払われているか。 ☐ はい ☐ いいえ

b.異議申立は適時に行われているか。 ☐ はい ☐ いいえ

EUIPO

☒ はい ☐ いいえ

システムは次のことを自動的に判断するか。

a.正しい料金が支払われているか。 ☐ はい ☒ いいえ

b.異議申立は適時に行われているか。 ☐ はい ☒ いいえ

電子申請システムは受領書を発行するが、これは認容性の意味での受理には当たらない。

異議申立人からの明示的な要求がなくても、当座預金口座があればその口座から引き落とすことができる。

CNIPA

☒ はい ☐ いいえ

システムは次のことを自動的に判断するか。

a.正しい料金が支払われているか。 ☐ はい ☒ いいえ

b.異議申立は適時に行われているか。 ☒ はい ☐ いいえ

適時でない異議申立は、システムにより自動的に却下される。

JPO

☐ はい ☒ いいえ

システムは次のことを自動的に判断するか。

a.正しい料金が支払われているか。 ☐ はい ☐ いいえ

b.異議申立は適時に行われているか。 ☐ はい ☐ いいえ

電子申請システムは、現時点では異議申立の電子的受理を行わないが、2024 年 3 月までにそれを開始する予定である。

この回答は 2023 年 4 月時点のものである。

KIPO

☐ はい ☒ いいえ

システムは次のことを自動的に判断するか。

a.正しい料金が支払われているか。 ☐ はい ☐ いいえ

b.異議申立は適時に行われているか。 ☐ はい ☐ いいえ

[USPTO](#)

☒ はい ☐ いいえ

システムは次のことを自動的に判断するか。

- a. 正しい料金が支払われているか。 ☒ はい ☐ いいえ
- b. 異議申立は適時に行われているか。 ☒ はい ☐ いいえ

6) 異議申立手続で提出された書類はオンラインで閲覧できるか。 ☐ はい ☐ いいえ

[EUIPO](#)

☒ はい ☐ いいえ

すべての書類と通信は、当事者によって機密として指定されていない限り（これには正当な理由が必要である）、eSearch plus データベースで閲覧することができる。この部分またはデータベースにアクセスするには事前登録が必要だが、登録は誰でもできる。

[CNIPA](#)

☐ はい ☒ いいえ

異議申立手続で提出された書類は、オンラインで一般公開されていない。ただし、審査官はシステム内の書類の一部（異議申立書や証拠リストなど）を見ることができる。

[JPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

[KIPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

[USPTO](#)

☒ はい ☐ いいえ

書類に機密情報が含まれていることを示すボックスに提出者がチェックを入れている限り、閲覧可能である。通常、訴答は機密として提出されない。手続で利用できる標準的な保護命令があり、機密性の階層が定義されている。機密としてタグ付けされた書類は閲覧できない。

7) 異議申立を行えるのは誰か。 ☐ 先の権利の所有者 ☐ ライセンシー ☐ その他
異議申立を行う資格に関する要件／証拠について詳細を記入されたい。

[EUIPO](#)

☒ 先の権利の所有者 ☒ ライセンシー ☒ その他

- 1.所有者および認定ライセンシー：EUTMR 第 8 条(1)および(5)に基づく異議申立（二重同一、混同のおそれ、名声を有する先登録商標）
- 2.所有者のみ：商標権者の代理人による無断出願を理由とする第 8 条(3)に基づく異議申立
- 3.所有者および該当する権利を行使する権限を適用法により与えられた者：単なる 1 地方を超えて業として使用されている未登録商標またはその他の標章を理由とする EUTMR 第 8 条(4)に基づく異議申立
- 4.原産地呼称または地理的表示から生じる権利を行使する権限を適用法により与えられた者：原産地呼称または地理的表示に基づく EUTMR 第 8 条(6)。

[CNIPA](#)

☐ 先の権利の所有者 ☐ ライセンシー ☐ その他

相対的理由による異議申立の場合には、先権利者または利害関係人に限定される。いかなる主体も、絶対的理由で異議申立を行うことができる。

[JPO](#)

☐ 先の権利の所有者 ☐ ライセンシー ☐ その他

誰でも、登録異議申立を行うことができる（商標法第 43 条の 2）。

ただし、原則として自然人および法人に限られ、日本国内に住所または居所を有しない外国人等は手続能力が制限される旨の規定がある（民法第 3 条第 2 項および第 35 条第 2 項が原則だが、商標法第 77 条第 3 項において特許法第 25 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号を準用し、商標法第 77 条第 2 項において特許法第 6 条、第 7 条第 1 項および第 2 項、第 8 条第 1 項を準用する）。

[KIPO](#)

☐ 先の権利の所有者 ☐ ライセンシー ☐ その他

誰でも（商標法第 60 条第 1 項）商標出願に異議を申し立てることができ、法人格のない社団や財団であっても、代表者または管理者を定めれば異議申立人となることができる。

[USPTO](#)

☐ 先の権利の所有者 ☐ ライセンシー ☐ その他

商標が主登録簿に登録されることによって損害を受けると考える者で、損害の確信が合理的である者は、先の権利の所有者、ライセンシー、その他の者を含め、異議申立を行うことができる [TMEP 第 1503.01 条、TBMP 第 309.03 条(b)]。異議申立人は、商標に対する優越的権利の主張を異議申立の根拠とすることができるが、出願人の商標を他人が自由に使用できるようにしなければならないことを異議申立の根拠とする場合には、商標がなくても異議を申し立てることができる。

8) 異議申立をするための法的地位に関する要件はあるか。

異議申立を行う資格に関する要件／証拠について詳細を記入されたい。

[EUIPO](#)

当事者を特定するために必要な情報は以下のとおり。

- 氏名
- 住所
- 自然人の場合は本籍国、法人の場合は本籍地または所在地または事業所がある国

異議申立人が代理人を指名した場合は、その代理人の氏名と営業住所を提供しなければならない。

異議申立人が異議申立の根拠となる先行商標または先の権利の**所有者**である場合には、その権利を表示する必要はない。異議申立人が**認定ライセンシー**である場合、または**適用法により認められた者**である場合には、その旨の**声明書**を提出し、**権利の根拠を明示**しなければならない（ライセンス契約、所有者からの特定の認可、適用法の特定の規定など）。

[CNIPA](#)

相対的理由による異議申立の場合には、先権利者または利害関係人に限定される。いかなる主体も、絶対的理由で異議申立を行うことができる。

[JPO](#)

誰でも、登録異議申立を行うことができる（商標法第 43 条の 2）。

ただし、原則として自然人および法人に限られ、日本国内に住所または居所を有しない外国人は手続能力が制限される旨の規定がある（民法第 3 条第 2 項および第 35 条第 2 項が原則だが、商標法第 77 条第 3 項において特許法第 25 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号を準用し、商標法第 77 条第 2 項において特許法第 6 条、第 7 条第 1 項および第 2 項、第 8 条第 1 項を準用する）。

特に、日本国内に住所または居所（法人の場合は営業所）を有しない者が異議申立を行うときは、日本国内に住所または居所を有する特許管理人を選任しなければならない（商標法第 77 条第 2 項において準用する特許法第 8 条）。（質問 12 に対する回答も参照のこと）

[KIPO](#)

誰でも（商標法第 60 条第 1 項）商標出願に異議を申し立てることができ、法人格のない社団や財団であっても、代表者または管理者を定めれば異議申立人となることができる。

[USPTO](#)

上記の質問 5 の回答で挙げた以外の要件は必要ない。権利を証明するためには、異議申立人はその主張が商標法によって保護される「利益の範囲」内にあり（異議申立をすることに「真の利益」がある）、その商標が登録されることで損害を受ける（損害を確信する「合理的な根拠」がある）ことを示さなければならない。TBMP 第 303.03 条

9) 異議申立をするために貴庁に支払うべき手数料はいくらか。

[EUIPO](#)

異議申立手数料は 320 ユーロ。

当庁は、異議申立期間内に異議申立手数料の全額を受領しなければならない。異議申立期間内に異議申立手数料が受領されなかった場合、異議申立書は提出されなかったものとみなされる。

異議申立期間後に受領された銀行振込による支払いは、異議申立人が以下のことを行えば、異議申立期間内に行われたものとみなされる。

(i) 異議申立期間内に銀行機関に振込命令を出したことを示す証拠を提出し、かつ

(ii) 異議申立手数料の 10% の割増金を支払った場合。

銀行への振込命令が異議申立期間の満了する 10 日以上前であったことを示す証拠があれば、割増金を支払う必要はない。

[CNIPA](#)

500 元

[JPO](#)

3,000 円 + 区分数 × 8,000 円

[KIPO](#)

1 区分につき 5 万ウォン

[USPTO](#)

異議申立に関連して USPTO に支払うべき手数料は以下のとおりである。

異議申立書（1 区分につき）：600 米ドル（電子）、700 米ドル（書面）

最初の 90 日間または 2 回目の 60 日間の異議申立書提出期間延長請求：200 米ドル（電子）、400 米ドル（書面）

最後の 60 日間の異議申立書提出期間延長請求：400 米ドル（電子）、500 米ドル（書面）

異議申立に関する口頭審理請求：500 米ドル（電子）

[37 C.F.R. 第 2.6 条(a)]

10) 異議申立に関連して貴庁に支払うべき費用（9 で明記した以外のもの。審判料を除く）：

[EUIPO](#)

当庁に支払うべき追加の手数料はない。

勝訴当事者が職業代理人（従業員代表には適用されない）を任命した場合、その代理人は代理人費用を受け取る権利を有し、その額は 300 ユーロを上限とする。

[CNIPA](#)

その他の関連費用はない。

[JPO](#)

質問 9 の回答で述べた以外に支払うべき手数料はない。

[KIPO](#)

質問 9 の回答で述べた手数料以外の費用はない。

[USPTO](#)

異議申立に関連する追加費用はさまざまであり、ケースバイケースで評価される。異議申立の準備のための調査、弁護士費用、その他の活動で費用が発生する可能性がある。異議申立中は、ディスカバリーレビュー、証拠、証人、調査、その他審理に関連する活動と同様の活動に伴い、追加費用が発生する可能性がある。当事者は、検討される事実や証拠に関する約定（合意）を締結したり、指定された効率的な手続や費用のかからない手続のみを利用するという約定を結んだりすることで、追加費用を最小限に抑えることができる。

11) 支払い期限、支払いが遅れた場合の影響、救済方法：

[EUIPO](#)

当庁は、異議申立期間内に異議申立手数料の全額を受領しなければならない。異議申立期間内に異議申立手数料が受領されなかった場合、異議申立書は提出されなかったものとみなされる。

異議申立期間後に受領された銀行振込による支払いは、異議申立人が以下のことを行えば、異議申立期間内に行われたものとみなされる。

- (i) 異議申立期間内に銀行機関に振込命令を出したことを示す証拠を提出し、かつ
- (ii) 異議申立手数料の 10% の割増金を支払った場合。

[CNIPA](#)

支払いは、支払い通知を受け取ってから 7 日以内に完了するものとする。期限内に支払いが完了しなければ、申請は受理されず、申請日は確保されない。

[JPO](#)

支払い期限は登録異議申立の期限と同じである。支払いが行われない場合には、30 日以内に支払いを行うよう命じられ、納付しなければ却下される（商標法第 43 条の 15 および商標法第 56 条第 1 項において準用する特許法第 133 条第 2 項第 3 号および第 3 項）。

[KIPO](#)

支払いが期限内に行われない場合、異議申立人は支払いを行うよう請求される。支払いが行われれば異議申立は認められ、支払いが行われなければ異議申立は無効とみなされる。

[USPTO](#)

適時に行われた異議申立は、指名された異議申立人ごとに全額を支払うのに十分な手数料が添えられていなければ受理されない。手数料が支払われない場合、または提供された手数料が少なくとも 1 区分で少なくとも 1 人の者が意義申立を行うのに十分でない場合、異議申立は却下される。[TBMP 第 308.01 条(b)]

12) 貴庁は異議申立に職業代理人を義務付けているか。

- ☐ はい
☐ いいえ
☐ 場合による (国籍／住所／主たる事業所など)

異議申立を行う資格に関する要件／証拠について詳細を記入されたい。

[EUIPO](#)

- ☐ はい
☐ いいえ
☒ 場合による (国籍／住所／主たる事業所など)

原則として、何人も当庁に対する代理を強制されないものとする。

EEA ([欧州経済領域](#))、すなわち EU 加盟国およびノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインに住所、主たる事業所、または実在する有効な商業施設を有していない出願人は、当庁に対する代理人が必要である。それ以外の場合、代理人は任意である。

[CNIPA](#)

- ☐ はい
☐ いいえ
☒ 場合による (国籍／住所／主たる事業所など)

出願人は、自ら異議申立を行うことも、関連する商標問題の処理を商標代理人に委託することもできる。外国人または外国企業が中国で商標問題を取り扱うときは、法により設立された商標代理機関に委託しなければならない。

[JPO](#)

- ☐ はい
☒ いいえ
☐ 場合による (国籍／住所／主たる事業所など)

日本国内に住所または居所（法人の場合は営業所）を有しない者が異議申立を行うときは、日本国内に住所または居所を有する特許管理人を選任しなければならない（商標法第 77 条第 2 項において準用する特許法第 8 条）。ただし、特許管理人は必ずしも職業代理人である必要はないため、当庁はこの点に関する要件を設けていない。

[KIPO](#)

- ☐ はい
☒ いいえ
☐ 場合による (国籍／住所／主たる事業所など)

[USPTO](#)

- ☐ はい
☐ いいえ
☒ 場合による (国籍／住所／主たる事業所など)

出願人、登録者、または商標審判部手続の当事者で、米国またはその領域内に住所を有しない者は、米国において弁護士資格を有する弁護士を代理人としなければならない。商標規則第 2.11 条、連邦規則集第 37 巻第 2.11 条。[TBMP 第 114.01 条および第 114.03 条]

13) 異議申立の期限はいつか。

[EUIPO](#)

異議申立書は、EU 商標出願の公開後 3 カ月以内に提出することができる。公開日は、出願が欧州連合商標公報のパート A1 に掲載された日である。

[CNIPA](#)

公開日から 3 カ月以内。

[JPO](#)

商標が登録された旨の商標公報が発行された日の翌日から起算して 2 カ月以内（商標法第 43 条の 2）。

ただし、提出期間の末日が土曜日、日曜日、祝日など当庁の休庁日にあたるときは、その翌営業日が期限となる（商標法第 77 条第 1 項において準用する特許法第 3 条）。

[KIPO](#)

出願の公開日から 2 カ月以内（商標法第 60 条）

[USPTO](#)

商標が USPTO 官報で公開されてから 30 日以内、または異議申立人が異議申立期間の延長を申請し、TTAB がそれを認めた場合はその期間内。異議申立期間の延長は個々の当事者にのみ認められるものであり、ある当事者が延長を認められても、他の当事者の異議申立期間は延長されない。商標の公開から 180 日を超える延長は認められない。

14) 貴庁は、異議申立期間の延長（異議申立人が異議申立期間中にプレースホルダーを提出し、異議申立期間が終了した後実際に異議申立を提出できるようにすること）を規定しているか。 ☐ はい ☒ いいえ

[EUIPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

b. していない場合、利害関係のある第三者が公開後に異議申立書を作成・提出するのに適切な時間を確保するために、異議申立期間を 30 日より長くしているか。 ☒ はい ☐ いいえ

[CNIPA](#)

☐ はい ☒ いいえ

b. していない場合、利害関係のある第三者が公開後に異議申立書を作成・提出するのに適切な時間を確保するために、異議申立期間を 30 日より長くしているか。 ☒ はい ☐ いいえ

[JPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

b. していない場合、利害関係のある第三者が公開後に異議申立書を作成・提出するのに適切な時間を確保するために、異議申立期間を 30 日より長くしているか。 ☒ はい ☐ いいえ

[KIPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

b. していない場合、利害関係のある第三者が公開後に異議申立書を作成・提出するのに適切な時間を確保するために、異議申立期間を 30 日より長くしているか。 ☒ はい ☐ いいえ

[USPTO](#)

☐ はい ☒ いいえ

b. していない場合、利害関係のある第三者が公開後に異議申立書を作成・提出するのに適切な時間を確保するために、異議申立期間を 30 日より長くしているか。 ☒ はい ☒ いいえ

本来の異議申立期間は商標法により 30 日と定められている。30 日間の延長は無料で行うことができる。商標の公開から 60 日を超える異議申立期間の延長には手数料がかかる。公開から 180 日を超える延長は認められない。異議申立を適時に行わない当事者は通常、登録発行後に取消の請願を行うことができる。

15) 出願人は異議申立に答弁する必要があるか。 ☐ はい ☐ いいえ

[EUIPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

[CNIPA](#)

☒ はい ☐ いいえ

被異議申立人は、異議申立人の異議理由に応答する必要がある。

[JPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

前提として、日本における商標登録異議申立制度の主な目的は、当事者間の特定の紛争を解決することではない。この制度は、商標権の設定登録から一定期間、第三者に商標登録の取消請求の機会を広く与えることにより、登録に対する国民の信頼を高めるという公益上の目的を達成するために導入されたものであり、登録への異議申立があった場合、JPO はその登録査定が適切であったか否かを審査し、発見された瑕疵を是正する。

この制度の目的からして、出願人は異議申立のすべての事案に答える必要はない。審判長は、取消決定をしようとするときは商標権者に取消理由を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない（商標法第 43 条の 12）。

[KIPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

審査長は、異議申立を受けた出願の所有者に異議申立書の写しを送付し、1 カ月の応答期間を与えなければならない（応答期間は 1 カ月延長可能）。ただし、意見書の提出は必須ではない。

[USPTO](#)

☒ はい ☐ いいえ

出願人が異議申立に対する答弁書を提出しない場合には、答弁がなされなかったこと、および異議申立を支持する懈怠判決が認められる可能性があることを記載した懈怠通知が発行される。答弁の遅れを受け入れるべき理由を出願人が立証しなければ、懈怠判決が下される。懈怠通知に応答する出願人は、期限までに答弁書を提出しなかった理由を説明しなければならない。

16) 貴庁には、異議申立書を提出する際の言語要件があるか。

[EUIPO](#)

異議申立書は、EUIPO の 5 つの言語（英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語）のいずれかでのみ提出することができ、その言語は欧州連合商標の出願人が選択した 2 つの言語のうちの 1 つとも一致しなければならない。

この言語はその後、異議申立手続を通じて使用される。

[CNIPA](#)

異議申立を行うために提出する書類は中国語で書かれなければならない。

[JPO](#)

原則として、異議申立にかかる書面は日本語で書かれなければならない（商標法施行規則第 22 条第 1 項において準用する特許法施行規則第 2 条第 1 項）。

商標法施行規則第 22 条第 1 項において準用する特許法施行規則第 2 条第 2 項の規定により、委任状、国籍証明書その他の書面であって、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

[KIPO](#)

異議申立書は韓国語で書かれなければならない。

[USPTO](#)

USPTO は、USPTO とのやりとりをすべて英語で行うことを義務付けている [連邦規則集第 37 巻第 7.3 条]。

17) 異議申立手続の主な段階にはどのようなものがあるか（異議申立書、クーリングオフ期間、対審段階など、詳細を記入されたい）：

EUIPO

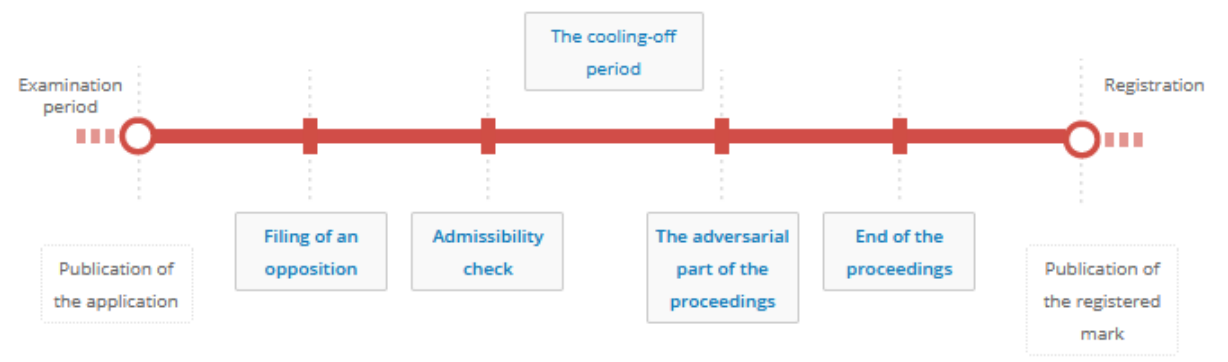
異議申立期間：出願の公開から 3 カ月間、異議申立書を提出することができる。

クーリングオフ期間：当事者が EUIPO から異議申立が受理された旨の通知を受け取ってから 2 カ月後に、その通知受領の 2 カ月後に手続の対審段階が開始されたとみなされる旨も通知される。この期間は合計 24 カ月まで延長できる。

対審段階（期限は延長される可能性がある）：

- 異議申立を立証するために、異議申立人に 2 カ月間が与えられる
- 異議申立に答弁するために、出願人に 2 カ月間が与えられる（使用証明の請求を提出する機会を与えること、すなわち、5 年以上前に登録された先行商標が使用されていることを証明するよう異議申立人に要求することを含む）。
- 出願人の提出物について意見を述べるために異議申立人に 2 カ月間が与えられ、これらのやりとりの後、異議申立人は通常、決定に向けての準備が整う。出願人が何も意見を述べなかった場合、事案は決定に付される。

場合によっては（複雑な事案や、新たな論点が提起されたときなど）、再度の意見交換が必要または有益になり得る。



CNIPA

方式審査－異議申立書－対審段階－異議決定

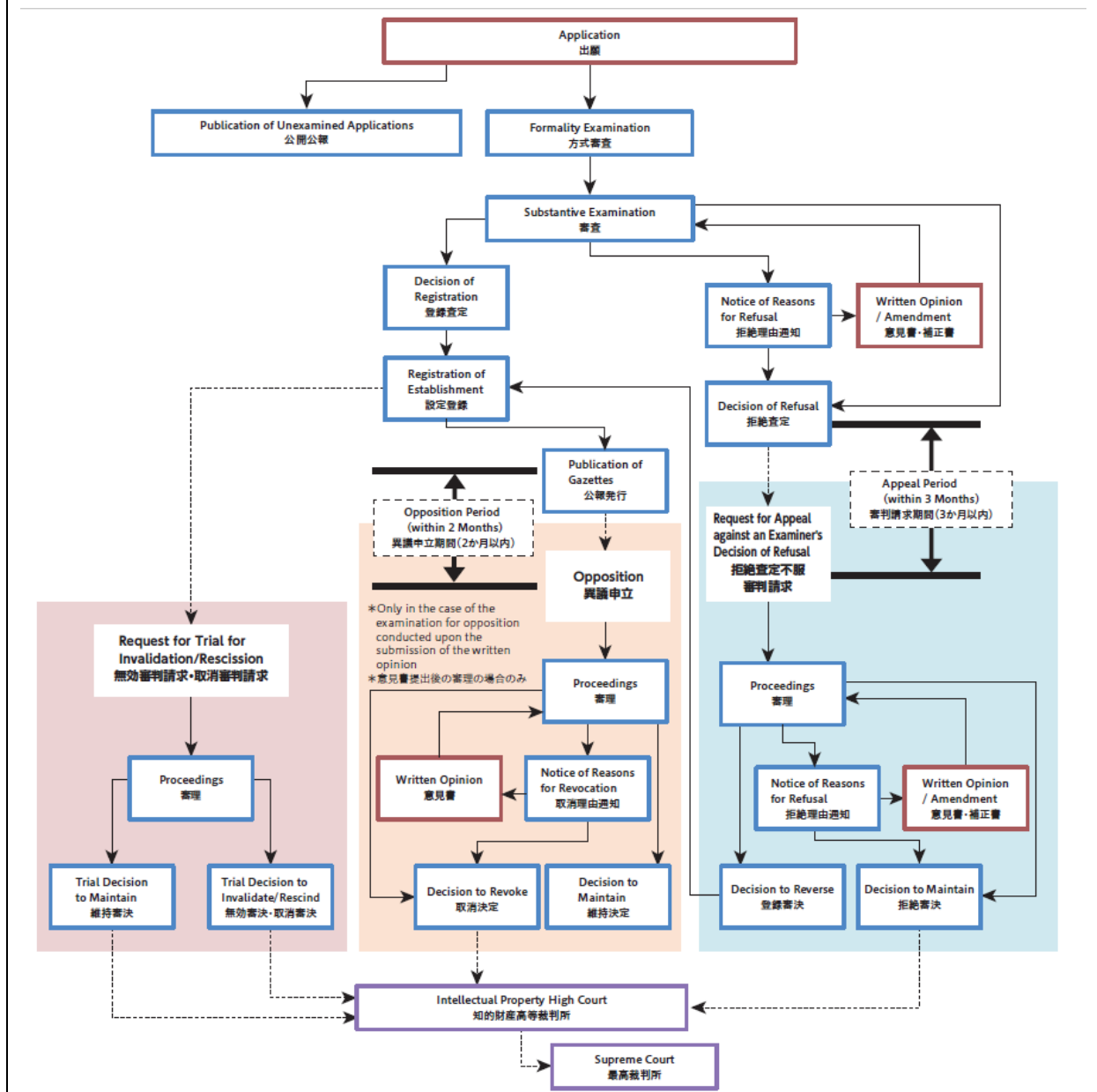
異議申立手続には、異議申立の方式審査と実体審査が含まれる。被異議申立人には異議申立書類が送付され、回答期限が通知される。期限が過ぎると、当該の出願は審査に付される。

JPO

商標登録に対する異議申立がなされたときは、方式調査が行われ、方式上の不備がないかどうかを確認される。また、異議申立があった旨が商標登録簿に登録され、審判官が指名される。その後、異議申立書の副本が商標権者に送付され、審査手続が行われる。商標登録の取消理由に該当する場合には、商標権者にその理由が通知され、意見書を提出する機会が与えられる。取消理由に該当しない場合、取消理由があり意見書が提出されない場合、意見書によって取消理由が解決されない場合には、決定が下される。

権利者は、取消決定に対して知的財産高等裁判所に提訴することができる。

(JPO における商標登録異議申立制度の概要については、フローチャートを参照)



まず、異議申立人は、第 60 条第 2 項の要件に従い、氏名や住所などの情報を記載した異議申立書を、必要な証拠を添付した上で提出する。2 番目の手順は、異議申立の理由と証拠を補正することである。次に、異議申立を受けた出願の所有者に、意見書を提出するためのスケジュールが記載された異議申立書の写しが送付される。その後、異議申立は審査を経て決定される。

USPTO

公開後の異議申立手続の主な段階は以下のとおり。

弁論段階

- 異議申立人による異議申立書の提出
- 積極的抗弁や反訴を含む出願人の回答
- 反訴に対する異議申立人の回答

ディスカバリー／和解会議

- 当事者は、主張と抗弁の性質と根拠について会議を開き、議論しなければならない。
- 和解の可能性
- 必要な開示やディスカバリーのための取り決め
- 早期解決手続（Accelerated Case Resolution：ACR）の可能性、または事案の審理とブリーフィングをより効率的に行うための規定

初期開示

- ディスカバリー可能な情報を持っていると思われる人物の連絡先情報の提供
- 請求または抗弁を裏付ける書類の写し
- 証人として呼ばれる可能性のある当事者に関する情報の提供
- 事案に関連する文書、電子保存情報に関する情報の提供

専門家開示

- 専門家および証言案に関する情報の提供

一般的ディスカバリー

ディスカバリー段階において、当事者は互いの主張と抗弁を評価するために関連情報を要求し、受け取ることができる。この段階では、「質問状」、「文書提出要求」、「証言録取書」、「自認要求」といった手段を利用することができる。

審理証言段階

この段階で、証拠が提出される。当事者にはそれぞれ証拠を提出するための時間が割り当てられる。各当事者はその期間が始まる前に、他方当事者に開示情報を提供し、提出する証拠の種類を明らかにして、他方当事者が審理に備えられるようにしなければならない。証言録取は、当事者が行うことも、当事者の代理人が行うこともできる。証言録取は法廷速記者の前で行われ、速記者は質問と回答を記録する。証言録取は USPTO ではなく、証人が居住または勤務する場所で行われる。法廷速記者を使わなくても済むようにするため、証言宣言の形で証拠を提出することもできる。また、反対証言を行うこともできる。

異議申立人の準備書面／出願人の準備書面

異議申立人は証拠と法律を取り上げた準備書面を提出する。出願人は応答準備書面を提出する。出願人が異議申立人の登録を攻撃する反訴を提起した場合、出願人の準備書面は反訴についても取り上げなければならない。異議申立人は答弁（反論）準備書面を提出することができる。反訴を提起した出願人は、反訴を裏付ける答弁書を提出することができる。

口頭審理 — 口頭審理は、手続の当事者から請求があった場合にのみ行われる。

決定／手続の終了

TTAB の審判官が弁論と証拠を検討し、決定を下す。

- 18) 意義申立を受けた出願の所有者が異議申立に応答しなかった場合、どのような結果になるか。
貴庁は、懈怠通知や審判部による原告に有利な拘束力のある裁定など、懈怠判決（またはそれに相当するもの）を行うか。 ☐ はい ☐ いいえ

[EUIPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

当庁は、異議申立人から提示された事案の事実に基づいて決定を下す。

[CNIPA](#)

☐ はい ☒ いいえ

事案の審査に影響はない。

[JPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

質問 15 で述べたように、日本における商標登録異議申立制度の主な目的は、当事者間の特定の紛争を解決することではない。

登録への異議申立があった場合、JPO はその登録査定が適切であったか否かを審理するが、審判長は登録取消の決定をしようとする場合に限り、商標登録の取消理由を商標権者に通知し、意見書を提出する機会を与える（商標法第 43 条の 12）。
また、懈怠判決やそれに相当する制度はない。

[KIPO](#)

☐ はい ☒ いいえ

前述のように、異議申立を受けた出願の所有者からの応答にかかわらず、異議申立手続は続行される。

[USPTO](#)

質問 15 への回答で述べたように、出願人が異議申立に対して何の応答もしない場合、出願人は懈怠判決により敗訴する可能性がある。ただし、出願人は異議申立人との和解協議のために、答弁期限の延長を請求することができる。多くの場合、異議申立人はこのような延長に同意する。延長は TTAB によって請求・承認されなければならない、さもなければ答弁提出期間は引き続き経過することになる。

異議申立は、決定が出る前であればいつでも和解できる。異議申立のかなりの割合が最終的には和解に至り、TTAB はできるだけ早い機会に解決することを奨励している。このような延長は、答弁書を提出する前に求められることが非常に多い。当事者が和解交渉を行っている間、手続は中断されるか、または当事者は合理的な期間の延長を請求することができる。[TBMP 第 605 条]

TTAB は、中断期間満了前であればいずれかの当事者がいつでも再開を請求できることを条件として、請求により、または自らの意志で、手続を最長 6 カ月間中断することができる。中断期間は、請求があれば、または当事者がなお和解を求めていることを TTAB に書面で通知すれば、さらに延長することができる。手続が 1 年以上中断された場合、TTAB は中断継続の正当な理由を示す状況報告書の提出を要求することができる。

時期に関して、TTAB は一般的に、答弁書が提出された後、予定されている和解・ディスカバリー計画会議が開かれる前には、（ディスカバリー会議によって当事者には和解について議論する機会が与えられるため、規定や同意があったとしても）和解を求める手続を中断する正当な理由を認めない。当事者は、会議において和解協議を継続できるよう延長または中断に合意し、TTAB の審査と承認を受けるために、同意（合意）された動議または規定を提出することができる。

19) 貴庁では、調停サービスやその他の和解手段を奨励または提供しているか。それは手続のどの段階か。

詳細を記入されたい。

[EUIPO](#)

1. 裁判外紛争解決サービス

当庁の法的枠組みは、紛争の和解の基礎を定め、和解を奨励している（EUTMR 前文第 35 条、EUTMR 第 47 条(4)、EUTMR 第 64 条(4)、CDR 第 31 条(5)など）。さらに、当庁の任務には調停も含まれ（EUTMR 第 151 条(3)）、調停センターの設置も規定されている（EUTMR 第 170 条）。

2. 調停。裁判外紛争解決サービス（ADRS）は EUIPO 審判部の支援を受けて運営されており、当事者間手続、特に審判手続中（調停手続中は中断される）の調停のような裁判外紛争解決サービスを提供し、当事者が和解合意に達することを可能にする。

コロナ禍中に、中小企業を対象とした試験的サービスにより調停を請求できる手続の範囲が拡大され、EUTM の異議申立・取消訴訟や RCD の無効訴訟などの第一審手続でもこのサービスが利用できるようになった。

3. 和解。当庁は、相互合意に基づき、EUTM および RCD に関する紛争の和解を促進する。したがって、当庁および当事者は、審判部において調停と呼ばれる和解手続を開始することができる。審判請求が割り当てられた審判部のメンバーである報告担当裁判官は、調停を通じて紛争の和解を促進することができる。この場合、調停人は、当事者が話し合い、調整し、合意に達するために使用する実質的な解決策を提案することで、当事者間の合意成立を助ける。

[CNIPA](#)

CNIPA は、出願人への調停サービスの奨励や提供をしていない。関係当事者は、自ら紛争を解決し、異議申立を取り下げることができる。

対審段階に入る前に、和解について非公式な助言を与えることを検討している。

[JPO](#)

当庁は調停サービスの奨励や提供をしていない。

[KIPO](#)

回答なし

[USPTO](#)

TTAB は当事者に対し、調停サービスに関する一般的な情報をウェブサイト上や手続開始時に提供している。いずれの当事者も、TTAB 審判官または弁護士に和解・ディスカバリー計画会議への参加を要請できる。参加する審判官または弁護士は、当事者に特定の和解案を示すことはしないが、解決に向けた典型的なアプローチについて一般的な情報を提供することができる。事案を解決する手段の例としては、当事者間の同意協定、一方の当事者から他方の当事者への商標の譲渡、ライセンス契約の締結、出願または登録の補正や制限などが挙げられる。

20) 貴庁は手続の和解を間接的に奨励しているか。

[EUIPO](#)

クーリングオフ期間前またはクーリングオフ期間中に、当事者間の和解、出願人の EUTM 出願の取り下げ、異議申立の対象となったすべての商品や役務の取り下げなどにより、異議申立が取り下げられた場合、異議申立手数料は返還される。

当事者間審判手続における調停については、審判手数料が支払われた後であれば、当事者は追加手数料（事務手数料または仲介手数料）なしで調停を請求することができる。これは調停が EUIPO のアリカンテ施設またはオンラインで行われ、当事者が EUIPO 内部の調停人を選んだ場合である。当事者が EUIPO のブリュッセル施設で調停を行うことを決定した場合には、EUIPO 調停人の旅費と宿泊費として 750 ユーロの単発手数料が請求される。調停で和解が成立しなかった場合には審判手続が再開されるが、当事者は追加料金を支払わなくてもよい。

[CNIPA](#)

いいえ。

[JPO](#)

当庁は間接的な推奨を行っていない。

[KIPO](#)

回答なし

[USPTO](#)

TTAB は、延長や中断を寛大に行い、和解協議を促進することで和解を奨励している。

21) 対審前期間中や異議申立期間中など、和解を可能にする特定の期間はあるか。

詳細や手数料への影響を記入されたい。

[EUIPO](#)

異議申立手続を終結させる措置については、当事者が自由に決定できる。和解は、異議申立手続中であればいつでも認められる。

異議申立手数料は、クーリングオフ期間中（またはそれ以前）に異議申立が取り下げられ、かつ、その取り下げが出願人による異議申立商品・役務の削除または制限の結果である場合にのみ返還される。

当事者はクーリングオフ期間中に交渉することができる。クーリングオフ期間は当初 2 カ月とし、両当事者の請求があれば 24 カ月まで延長することができる。

交渉にさらに時間が必要な場合、当事者は共同で手続の中断を請求できる。中断は 6 カ月間認められ、最長期間は 2 年間に制限されている。

当事者は審判手続のどの段階でも調停または和解を請求する決定を下せるが、紛争の最も早い段階でこの選択肢を検討することが推奨される。

[CNIPA](#)

いいえ。

[JPO](#)

そのような期間や手数料はない。

[KIPO](#)

回答なし

[USPTO](#)

TTAB は、和解協議を促進するための延長や中断には手数料を請求しない。当事者には弁護士費用が発生する場合がある。当事者は、決定書の発行前であればいつでも自由に和解について協議することができる。TTAB は、答弁書が提出される前、または和解・ディスカバリー計画会議が開催された後に延長または中断が求められた場合には、和解協議を促進するために期限を延長または手続を中断する。TAB は、延長または中断の条件として、和解協議の進捗状況に関する報告書の提出を当事者に求めることができる。一方の当事者が和解協議のために延長または中断を求めても、相手方がこれに異議を唱えた場合、TTAB は通常、延長または中断を認めない。TTAB が延長または中断を承認しなかった場合、手続スケジュールは引き続き進行し、当事者が「和解を望んだために特定の期限までに必要な行動を取らなかった」と主張しても認められない。

22) 貴庁は、商標の登録可能性に関する紛争を解決するための法廷を提供しているか。提供している場合、その政策的根拠は何か。

[EUIPO](#)

調停は、「当事者間」紛争、すなわち当庁を含まない 2 つ以上の当事者間でのみ行われる。したがって、例えば、当庁が下した絶対的理由に基づく決定に利用者が同意しない場合、調停を行うことはできない。

EUIPO は職権上、既存の先の権利との潜在的な抵触に基づいて EUTM 出願を拒絶しない。

[CNIPA](#)

いいえ。

[JPO](#)

当庁ではこれを提供していない。

[KIPO](#)

回答なし

[USPTO](#)

USPTO の TTAB は、異議申立て提起された問題を解決する手段として裁判外紛争解決を奨励しているが、調停サービスは提供していない。上記の質問 14 も参照のこと。

23) 貴庁には、ディスカバリーや規定された開示に関する手続があるか。

詳細を記入されたい。

[EUIPO](#)

回答なし

[CNIPA](#)

当庁は、すべての異議決定文書をオンラインで開示し、要求があれば非表示にする。

[JPO](#)

誰でも、特許庁長官に対して書類の閲覧を請求することができる。ただし、特許庁長官が特定の書類について秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない（商標法第 72 条第 1 項）。

[KIPO](#)

いいえ。

[USPTO](#)

TTAB の異議申立に関する手続は、USPTO ウェブサイトの商標審判部マニュアル（TBMP）に記載されている。

米国連邦規則集（CFR）第 37 巻の商標規則で別段の定めがある場合を除き、連邦民事訴訟規則（FRCP）が TTAB の手続を規定する。ディスカバリー段階は、当事者によって延長されない限り、180 日間に制限されている。CFR、FRCP、連邦裁判所の関連判例法の相互作用については、TBMP で論じられている。

和解・ディスカバリー計画会議の要件は、連邦民事訴訟規則第 26 条(f)で定められている。ディスカバリー期間は答弁書が提出されてから 30 日後に開始される。当事者はディスカバリー期間開始から 30 日以内に最初の開示を行わなければならない。当事者はディスカバリー請求を送達する前に、FRCP 第 26 条(a)(1)(A)に基づき、初期開示を送達する義務がある。

証人が呼ばれることも、書類その他の証拠が要求されることもある。

ディスカバリーと開示に関する質問 17 を参照のこと。

24) 貴庁は、異議申立人が単独で異議申立を取り下げを認めているか。 ☐ はい ☐ いいえ
[EUIPO](#)

☒ はい ☐ いいえ

異議申立手数料は、クーリングオフ期間中（またはそれ以前）に異議申立が取り下げられ、かつ、その取り下げが出願人による異議申立商品・役務の削除または制限の結果である場合にのみ返還される。

[CNIPA](#)

☒ はい ☐ いいえ

回答なし

[JPO](#)

☒ はい ☐ いいえ

異議申立は取り下げることができる。

ただし、商標登録の取消理由通知が送達された後は、異議申立を取り下げることができない（商標法第 43 条の 11）。

[KIPO](#)

☒ はい ☐ いいえ

可能。承認された異議申立を取り下げることができる。

[USPTO](#)

☒ はい ☒ いいえ

異議申立人は、出願人が答弁書を提出する前であればいつでも、出願人から取り下げの同意を得ることなく、異議申立書を「取り下げる」ことができる。答弁書が提出された後は、出願人の書面による同意がある場合を除き、異議申立を取り下げることはできない。取り下げにより、実際の異議申立が TTAB の事案ファイルから削除されることにはならないが、取り下げの条件、または当事者が FRCP 規則に基づき定められる条件に応じて、CFR に規定された条件に従い、事案が終結することになる。規定については TBMP 第 501 条を、異議申立人による取り下げについては TBMP 第 601 条を参照のこと。

25) 証拠提出に適用される期限はあるか。「遅れた証拠」を提出することはできるか。できる場合、その条件は何か。

[EUIPO](#)

1. 立証の期限。異議申立人が異議申立の根拠とするすべての事実と証拠は、EUTMDR 第 7 条(1)で定められた立証期限（クーリングオフ期間終了後 2 カ月間で、延長可能）内に提出されなければならない。したがって、立証期限後に提出された事実や証拠は、すべて時機に遅れたものとなる。

ただし、異議申立人が立証期限後に異議申立を立証するための事実または証拠を提出した場合、当庁は EUTMR 第 95 条(2)に基づく裁量権の行使において、EUTMDR 第 8 条(5)の条件に従い、かかる事実または証拠を考慮することができる。

この文脈では、第一に、当庁が裁量権を行使できるかどうか、第二に、行使できるとすればどのように行使するか、すなわち、こうした遅れて提出された事実や証拠を認めるか否かを評価しなければならない。

2. 使用証明の提出期限。使用証明の請求が認められる場合、当庁は異議申立人に対し、常に少なくとも 2 カ月間の猶予を与え、使用証明を提出するよう求める。この期限は延長することができる。

3. 「一般的是正手続」は、期限不遵守により異議申立が却下された場合に手続を再開するためにも利用できる。このような是正には特定の条件があり、特定の状況で利用することができる。一般的是正手続の主な目的は、遅れて提出された証拠ではない。異議申立期間を逃したときに、これに頼ることはできない。

-手続の継続は、遵守されなかった期限の終了後 2 カ月以内であれば可能である（ただし、400 ユーロの特別手数料が納付された場合に限る）。

原状回復は、期限遵守に対する障害が取り除かれてから 2 カ月以内であれば可能である。

[CNIPA](#)

期限はある。

期限内に証拠が提出されなかった場合には、以下の条件を満たしていれば受理される。1.補足証拠期間の終了後に新たに生じた証拠である、2.当事者が補足証拠期間の終了前に正当な理由で提出しなかった証拠である、3.事案審査の決定に重大な影響を及ぼすその他の証拠である。

[JPO](#)

裏付け証拠の提出は原則として異議申立書の提出と同時に行わなければならないが（商標法第 43 条の 4 第 1 項第 3 号）、理由および証拠の提出は商標法第 43 条の 2 に規定する期間（異議申立をすることができる期間）の経過後 30 日以内であれば行うことができる（商標法第 43 条の 4 第 2 項）。

[KIPO](#)

原則として、証拠は出願の公開日から 2 カ月以内に提出しなければならない。ただし、この期間が過ぎた後でも、期間終了後 30 日以内であれば、異議申立の理由と証拠を提出することができる。

[USPTO](#)

審判証拠は、当事者がそれぞれ指定した証言期間内に提出される。異議申立人は審判証拠提出のために 30 日間の証言期間を有し、出願人は証拠提出のために 30 日間の証言期間を有し、異議申立人は反証提出のために 15 日間の証言期間を有する。出願人が反訴を提起した場合には、追加の反証期間が与えられる。証言期間は、TTAB が承認した当事者の規定によって、または TTAB が認めた動議によって、または TTAB の命令によって延長することができる。期間延長の動議書には、延長を要求する正当な理由を示す事実を記載しなければならない。特定の行動を取るための期間、または特定の期限を守るための期間が経過した後は、もはや延長を利用することはできず、当事者はその期間を「再開」するよう求めなければならない。期限終了後に提出された期間再開動議は、動議提出人が認められた期間内に行動しなかったことが正当な理由による不遵守の結果であったことを示さなければならない。

26) 貴庁は、異議申立手続において口頭審理の機会を提供しているか。

詳細を記入されたい。

[EUIPO](#)

当庁は、口頭審理が絶対に必要であると判断した場合に限り、自らの発意または手続当事者の請求により口頭審理を行う。これは当庁の裁量による。ほとんどの場合、当事者は書面で意見を述べるだけで十分である。

[CNIPA](#)

現時点ではしていない。審問手続を検討中である。

[JPO](#)

原則として、書面での審査を行う。ただし、口頭審理を行う場合もある（商標法第 43 条の 6 第 1 項）。

[KIPO](#)

回答なし

[USPTO](#)

USPTO の TTAB は、異議申立の口頭審理の機会を提供している。ただし、これは必須ではない。当事者が口頭審理を希望する場合には、最終答弁書の提出期限から 10 日以内に個別の通知書により請求をしなければならない。口頭弁論は各当事者につき 30 分間に制限されている。当事者は、口頭弁論のために許された時間の一部を、反論のために留保することもできる。口頭審理は、USPTO で直接、またはビデオで行われる。一部の口頭審理はハイブリッド方式で行われ、一部の参加者は USPTO の口頭審理ルームで、他の参加者はビデオ接続で行われる。

27) 貴庁は、異議申立手続において第三者による意見陳述を認めているか。
詳細を記入されたい。

[EUIPO](#)

誰でも、EUTMR 第 5 条に基づき、または EUTMR 第 7 条の絶対的理由の 1 つに基づき、EUTM 出願を登録すべきでない理由を説明する第三者の意見を提出することができる。当庁は、その意見が EUTM 出願の登録可能性に重大な疑義を生じさせるかどうかを検討し、このような場合には、その意見に関する決定が下されるまで異議申立手続を中断しなければならない。

[CNIPA](#)

いいえ。

[JPO](#)

登録異議申立に関して決定を下す審査手続において、商標権者与其他商標権について利害関係を有する者は、登録異議申立に関して決定があるまで、商標権者を支援するために審査手続に参加することができる（商標法第 43 条の 7）。

[KIPO](#)

回答なし

[USPTO](#)

USPTO の TTAB は、異議申立手続において第三者の意見陳述を認めていない。TTAB には、第三者からのアミカスブリーフを求める自由があるが、これまでそうしたことはほとんどない。

28) 当事者から動議が提出された場合、法廷の誰がその動議について決定を下す責任を負うか。

[EUIPO](#)

- 異議部の決定は、3 人のメンバーで構成されるグループによって行われる。少なくとも 1 人は法的資格を持っていないなければならない。
- 費用や手続に関する決定は、1 人のメンバーが行うものとする。

[CNIPA](#)

現在の法制度に動議に関する規則はない。

[JPO](#)

質問 15 で述べたように、日本における商標登録異議申立制度の主な目的は、当事者間の特定の紛争を解決することではない。

したがって、異議申立手続の場合、当事者が動議を提出する制度はない。

[KIPO](#)

回答なし

[USPTO](#)

TTAB にはパラリーガルや弁護士がおり、TTAB の電子申請システム（ESTTA）で自動的に認められない動議を審査し、決定を下す。ESTTA は、当事者の合意に関する明確な情報を添えて提出された、特定のタイプの同意された動議を承認することができる。当事者が同意しているものの ESTTA では承認できない動議や、同意も異議もない動議（「争われていない」動議）については、パラリーガルがほとんどの決定を下す。弁護士は、パラリーガルでは決定できない係争中の動議の一部と、すべての係争中の動議について決定を下す。

29) 異議申立の実体について判決を下す合議体は何人の意思決定者で構成されているか。

[EUIPO](#)

異議部は 3 人のメンバーで構成されており、そのうち少なくとも 1 人は法的資格を持っている。

[CNIPA](#)

1 人で審査を行うか、1 人が審査して 1 人が承認を行う。

[JPO](#)

法律（商標法第 43 条の 3 第 1 項）では、登録異議申立についての審理および決定は 3 人または 5 人の審判官（決定者）の合議体が行うこととされているが、通常は 3 人の審判官の合議体で行われる。

[KIPO](#)

異議申立に関する決定は、3 人の審査官の合議体によって行われる。（商標法第 62 条）

[USPTO](#)

異議申立の是非に関する最終決定は、少なくとも 3 人の TTAB 審判官の合議体が行わなければならない。また、3 人の審判官の合議体は TTAB の弁護士と協力し、係争中の動議の結果として異議申立の処分について決定を下す。

30) 最終的でない（手続上の）動議を決定するのは、貴庁内の同じ意思決定者か、それとも別に責任を負う法廷があるのか。

[EUIPO](#)

費用や手続に関する決定は、1 人のメンバーが行う。通常、この決定者は 3 人の異議部のメンバーと違うグループから選ばれるが、同じ場合もある。

[CNIPA](#)

関連する状況はない。

[JPO](#)

基本的に、同じ決定者（審判長）である。（例：商標法第 43 条の 15 において準用する特許法第 133 条第 1 項および第 2 項ならびに第 134 条第 4 項、ならびに商標法第 43 条の 6 第 2 項において準用する特許法第 145 条第 6 項）

[KIPO](#)

商標・意匠審査局の異議申立専任の審査官が、異議申立について決定を下す。

[USPTO](#)

動議の決定については、質問 28 への回答を参照のこと。一般的に、1 つの手続で発生するほとんどの動議は同じ弁護士が担当するが、手続の異なる時期に動議が発生する場合には、1 つの事案で複数の弁護士が動議を担当することも珍しくない。

31) 以下の問題を提起するのは（当事者ではなく）貴庁の責任か。

[EUIPO](#)

- a. 異議申立人には当事者適格性がある。 ☒ はい ☐ いいえ
- b. 当法廷には管轄権がある。 ☒ はい ☐ いいえ
- c. 異議申立の理由が主張されている。 ☒ はい ☐ いいえ

[CNIPA](#)

- a. 異議申立人には当事者適格性がある。 ☐ はい ☒ いいえ
- b. 当法廷には管轄権がある。 ☐ はい ☒ いいえ
- c. 異議申立の理由が主張されている。 ☐ はい ☒ いいえ

[JPO](#)

- a. 異議申立人には当事者適格性がある。 ☒ はい ☐ いいえ
- b. 当法廷には管轄権がある。 ☐ はい ☒ いいえ
- c. 異議申立の理由が主張されている。 ☒ はい ☐ いいえ

KIPO

- a. 異議申立人には当事者適格性がある。 ☐ はい ☐ いいえ
- b. 当法廷には管轄権がある。 ☐ はい ☐ いいえ
- c. 異議申立の理由が主張されている。 ☐ はい ☐ いいえ

追加確認が必要。

USPTO

- a. 異議申立人には当事者適格性がある。 ☒ はい ☒ いいえ
- b. 当法廷には管轄権がある。 ☒ はい ☒ いいえ
- c. 異議申立の理由が主張されている。 ☒ はい ☒ いいえ

出願人は、答弁書に代えて却下動議を提出することで、これらの問題を提起することができる。FRCP 第 12 条を参照。TTAB の弁護士または審判官は、当事者の和解・ディスカバリー計画会議に参加する際に、これらの問題を提起することができる。当事者は、略式判決の動議など、さまざまな動議を説明する際に、これらの問題を取り上げることができる。FRCP 第 56 条を参照。略式判決の動議または異議申立の是非を検討する審判官の合議体は、それらが審理され、（「最終審理」において）説明された後、これらの問題を取り上げることができる。異議申立人の当事者適格性は、異議申立人にとって事案の 1 つの要素であり、出願人が認めない場合には、常に証明されなければならない。

32) 貴庁は、十分な理由に基づく決定を書面で発行することを義務付けられているか。

EUIPO

はい。EUIPO の決定は書面で行われ、その根拠となる理由が記載される。

CNIPA

はい。

JPO

決定は書面で行わなければならない（商標法第 43 条の 13）。

KIPO

異議申立に関する決定は書面で行わなければならない。

USPTO

TTAB は常に十分な理由に基づく決定を下す。すべての決定は書面で行われる。

33) 決定までの平均期間はどの程度か。

EUIPO

2.97 カ月。

[CNIPA](#)

約 11 カ月。

[JPO](#)

決定までの平均期間は 7.9 カ月（「特許庁年次報告書 2022 年版」より引用）。

[KIPO](#)

追加確認が必要。

[USPTO](#)

TTAB では、審理事案（異議申立や取消）が「決定準備完了（ready for decision）」（RFD）と判断されてから決定が下されるまでの平均期間をウェブページで報告している。審理事案は、ブリーフィングが終了し、口頭審理の請求がない場合、または口頭審理の後、決定準備完了となる。以下の URL を参照：

<https://www.uspto.gov/trademarks/trademark-trial-and-appeal-board/ttab-filing-and-pendency-statistics>

また、TTAB では審理事案の開始から決定までの平均期間も報告している。

34) 手続中、貴庁の実務では、別の手続の結果が出るまで、または和解協議のために、当事者が中断を要求することは可能か。

[EUIPO](#)

当事者の利益や手続の段階を考慮し、事案の状況において中断が適切である場合には、一方の当事者からの合理的な要求により可能である。

（クーリングオフ期間の終了後に）手続の中断を両方の当事者が要求した場合には、その要求が正当化されなくても、手続の中断が認められる。最初の中断は 6 カ月間認められ、当事者にはオプトアウトの可能性が与えられる。共同での延長は合計で最長 2 年まで認められる。

共同での中断要求がクーリングオフ期間中に受領された場合、それは認められない。クーリングオフ期間の目的は、対審段階が始まる前に交渉のための期間を設定することにあるためである。

[CNIPA](#)

現在の商標法制度に中断に関する規則はない。

[JPO](#)

質問 15 で述べたように、日本における商標登録異議申立制度の主な目的は、当事者間の特定の紛争を解決することではない。したがって、当事者が手続の中断を要求できる手続は存在しない。

登録異議申立手続と無効審判手続が同時に係属する場合には、原則として登録異議申立手続が無効審判手続に優先する。ただし、無効審判が進行中で、早期に無効審判の決定を下せる場合など、審判合議体が適切と認めるときは、無効審判を優先的に審査することができる。

この場合、審判官の裁量により、異議申立手続は中断される（商標法 43 条の 15 において準用する商標法 56 条 1 項において準用する特許法 168 条）。

[KIPO](#)

回答なし

[USPTO](#)

はい。和解協議を促進するための中断については、以前の質問を参照のこと。TTAB はまた、当事者の動議、すべての当事者の同意された動議、または TTAB 自身の発意により、別の TTAB 手続または裁判所手続が完了するまでの間、手続を中断することができる。

35) 事実関係に争いがない場合、貴庁の実務では、当事者が略式判決を要求し、ひいては実体についての最終判決を回避することを認めているか。

[EUIPO](#)

いいえ。

[CNIPA](#)

現在の商標法制度に関連する規則はない。

[JPO](#)

質問 15 で述べたように、日本における商標登録異議申立制度の主な目的は、当事者間の特定の紛争を解決することではない。したがって、事実関係に争いがない場合でも、当事者が略式判決を要求できる制度はない。

[KIPO](#)

回答なし

[USPTO](#)

はい。

36) 貴庁は、どちらの当事者が手続費用を負担するかを決定するか。決定する場合、その計算方法はどのようなものか。費用の決定にどれだけの時間を費やしているか。

[EUIPO](#)

一般則として、EUTM 出願（全部または一部）の取り下げか異議申立の取り下げかを問わず、敗訴当事者または手続を終了させた当事者が、相手方当事者の負担した手数料と手続に不可欠なすべての費用を負担する。

両方の当事者が部分的に敗訴した場合には、「別の負担割合」を決定しなければならない。一般則として、当事者がそれぞれの費用を負担する。

ただし、公平性の観点から、別の負担割合が正当化されることもある（出願がごく狭い範囲に限定されている場合など）。

当事者が第 109 条(1)～(5)に定める一般則とは異なる費用決済を締結した場合、費用を決定する部門はその合意に留意しなければならない。

施行規則は第 18 条において、敗訴当事者が負担すべき費用の上限を定めている。

[CNIPA](#)

費用は異議申立人が負担し、手数料は各事案で同じである。

[JPO](#)

手続費用は異議申立人が負担すると規定されている（商標法第 43 条の 15 において準用する特許法第 169 条第 3 項）。

質問 9 で回答したように、金額は 3,000 円 +（区分数×8,000 円）である。

（「日本における商標登録異議申立制度の主な目的は、当事者間の特定の紛争を解決することではない」という記述については、質問 15 を参照。）

[KIPO](#)

1 区分につき 5 万ウォン

[USPTO](#)

決定しない。質問 9 の回答に記載されている手数料表を参照のこと。

37) 審判機関の決定を上訴することはできるか。上訴は何段階まで可能か。

[EUIPO](#)

係争中の決定が通知された後、当事者は 2 カ月以内に不服申立書を提出しなければならない。さらに、この 2 カ月の期限内に上訴手数料 720 ユーロを支払い、当庁により受領されなければならない。

審判部の決定は、2 カ月以内に一般裁判所に上訴することができる。

一般裁判所の決定は、2 カ月以内に、法律上の論点に限定して、司法裁判所に上訴することができる。

[CNIPA](#)

異議申立人は、承認の決定に不服がある場合、登録商標の無効を請求することができる。
被異議申立人は、不承認の決定に不服がある場合、再審査を申請することができる。また、異議申立人は、再審査の決定に不服がある場合、裁判所に訴訟手続を起すことができる。

[JPO](#)

異議申立の結果、登録取消決定がなされた場合に限り、商標権者等は知的財産高等裁判所に訴えを提起することができる（商標法第 63 条）。商標権者（またはその他の者）は、知的財産高等裁判所の決定に不服がある場合、最高裁判所に上訴することができる。商標登録を維持する旨の決定があった場合、利害関係人は商標登録無効審判を請求することができる（商標法第 46 条）。

[KIPO](#)

(1) 異議申立の理由が認められた場合

異議申立の理由を認める決定がなされた場合、係争商標の出願は拒絶される。異議申立を受けた出願の所有者は、かかる決定を上訴することはできないが、決定に対する審判を請求することができる。

(2) 異議申立の理由が棄却された場合

異議申立の理由は認められないという決定がなされた場合、係争商標は登録される。この場合、異議申立人はかかる決定を上訴することはできないが、異議申立人が条約締約国の利害関係人または権利者である場合には、商標登録の無効または取消の審判を請求することができる。

[USPTO](#)

TTAB の最終決定に不服のある当事者は、米連邦巡回控訴裁判所（CAFC）に上訴することができる。CAFC への上訴では、TTAB での記録と、その記録に基づく TTAB の決定の正当性が検討される。CAFC に新たな証拠は提出されない。

CAFC に上訴するに代わり、不服のある当事者は米連邦地方裁判所に再審理を求めることができる。これは「*de novo*（覆審的な）」上訴として知られており、当事者は追加の主張を提起し、TTAB にこれまで提出されていない証拠を提出することができる。地方裁判所の決定は、その地方裁判所が所在する巡回控訴裁判所に上訴することができる。

CAFC または他の巡回控訴裁判所の判決に不服のある当事者は、米連邦最高裁判所に再審理を求めることができる。

38) 出願人は異議申立人に対し、異議申立の根拠となった登録を取り消すよう反訴を提起できるか。

☐ はい ☐ いいえ

☐

[EUIPO](#)

出願人は異議申立人に対し、異議申立の根拠となった登録を取り消すよう反訴を提起できるか。

☒ はい ☐ いいえ

上訴審判部は、自らの動議でそのような決定を下すことができるか。 ☐ はい ☒ いいえ

EUTMR 第 128 条に規定されているように、反訴は可能である。これは、EUTM の侵害で訴えられている被告が行う抗弁の主張である。このような反訴によって、被告は欧州連合商標裁判所（EUTM 裁判所）に対し、EUTM の取消または無効を宣言するよう求める。反訴は EUTM 裁判所に提起され、裁判所または利害関係人は、EUTM 裁判所が反訴の審査を進める前に当庁に通知しなければならない。

当庁は、反訴の提起および最終判決を特許庁登録簿に記録するとともに、最終判決、特に EUTM の全部または一部の取消または無効を宣言する最終判決を執行する。

当庁は、反訴が登録簿に記録されたことを EUTM 所有者と EUTM 裁判所に通知する。請求が反訴手続の相手方当事者によってなされた場合には、この相手方当事者にも通知する。

[CNIPA](#)

出願人は異議申立人に対し、異議申立の根拠となった登録を取り消すよう反訴を提起できるか。

☐ はい ☒ いいえ

上訴審判部は、自らの動議でそのような決定を下すことができるか。 ☐ はい ☒ いいえ

異議部は、異議申立の理由と関係当事者が提出した証拠書類に基づいて決定を下す。

[JPO](#)

出願人は異議申立人に対し、異議申立の根拠となった登録を取り消すよう反訴を提起できるか。

☐ はい ☒ いいえ

上訴審判部は、自らの動議でそのような決定を下すことができるか。 ☐ はい ☒ いいえ

質問 15 で述べたように、日本における商標登録異議申立制度の主な目的は、当事者間の特定の紛争を解決することではない。

[KIPO](#)

出願人は異議申立人に対し、異議申立の根拠となった登録を取り消すよう反訴を提起できるか。

☐ はい ☒ いいえ

上訴審判部は、自らの動議でそのような決定を下すことができるか。 ☐ はい ☒ いいえ

[USPTO](#)

出願人は異議申立人に対し、異議申立の根拠となった登録を取り消すよう反訴を提起できるか。

☒ はい ☐ いいえ

上訴審判部は、自らの動議でそのような決定を下すことができるか。 ☐ はい ☒ いいえ

出願人は、異議申立人の登録の取消または制限を求めて反訴を主張することができる。

39) 適用法（すなわち異議申立手続に適用される法律行為および具体的な規定）への参照を提供されたい。

[EUIPO](#)

[欧州連合商標理事会規則](#)（EUTMR）

[欧州連合商標委員会規則](#)（EUTMDR）

[欧州連合商標委員会実施規則](#)（EUTMIR）

[CNIPA](#)

主な関連規定は、商標法第 13 条第 2 項および第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条第 4 項である。

[JPO](#)

主な法規は、商標法第 43 条の 2～第 43 条の 15 である。

[KIPO](#)

商標法第 60 条を参照。

[USPTO](#)

異議申立手続に関する法規は、商標法第 18 条、合衆国法典第 15 編第 1068 条、および商標法第 13 条、合衆国法典第 15 編第 1063 条である。連邦民事訴訟規則、合衆国法典第 28 編第 351 条も異議申立手続に適用される。

2 実体規定

40) 貴庁への異議申立の根拠となり得る先の権利の種類を列挙されたい。

[EUIPO](#)

- | | |
|----|--|
| a. | 登録商標（EUTM、EU 加盟国で登録された国内商標、EU または加盟国で効力を有する国際登録） |
| b. | (a)で言及された商標の出願（登録を条件とする） |
| c. | 単なる 1 地方を超えて業として使用されている未登録商標およびその他の商標 |
| d. | 周知商標（パリ条約第 6 条の 2） - 加盟国でよく知られているもの |
| e. | 先行商標の所有者の代理人または代表者によって出願がなされた場合、異議申立の根拠となる商標は EU 域外でも登録可能である（言い換えれば、この理由において先行商標には領土の限定がない）。 |
| f. | 名声を有する商標 |
| g. | 保護された地理的表示 |
| h. | 著作権（登録商標の取消手続においてのみ、当事者間で援用される権利） |
| i. | 氏名権／肖像権（登録商標の取消手続においてのみ、当事者間で援用される権利） |
| j. | その他の工業所有権（登録商標の取消訴訟においてのみ、当事者間で援用される権利） |

[CNIPA](#)

商標権、著作権、氏名権、商号権、意匠権、地理的表示権、肖像権など。

[JPO](#)

具体的な種類については、質問 41 を参照。

[KIPO](#)

質問 41 の回答を参照。

[USPTO](#)

異議申立は、以下の先の権利に基づくことができる。

- 有効な商標登録
- 以前使用されていた商号（放棄されていないもの）
- 以前使用されていたコモンロー上の（未登録）商標（放棄されていないもの）

注：先行商標の希釈化は異議申立の根拠とみなされる（ただし、異議申立人は、出願人が優先権主張のために依拠できる最も早い日以前に、その商標が著名であったことを証明しなければならない）。これは（質問に記載されているような）「先の権利」ではないと考えられる [TBMP 第 309.03 条 (c)(1)]。

41) 異議申立手続において援用することができる先の権利について、以下のリストから選択し、さらに詳しく説明されたい。

EUIPO

a. 登録商標

根拠を援用する際には、先行欧州商標の登録もしくは出願、または EU 加盟国のいずれかにおける先行商標の登録もしくは出願に依拠することができる（EUTMR 第 8 条(1)および(5)）。

b. 業として使用されている未登録商標およびその他の標章

EUTMR 第 8 条(4)に基づき、異議申立人は、EU 法または加盟国の法律で保護され、その所有者に後続商標の無断使用を禁止する権利が付与されている、単なる 1 地方を超えて業として使用されている先行未登録商標またはその他の標章に依拠することができる。

異議申立人は次のことを証明しなければならない。

(1) 適用法の保護条件に従い、係争商標の出願日または場合によっては優先日より前に、使用または登録に基づいて援用された権利を取得したこと（翻訳文とともに国内法の写しが提出されるかオンラインデータベースから参照されなければならない）。

(2) さらに、異議申立人は、係争商標の優先日より前にかかる権利が単なる 1 地方を超えて業として使用されていたことを証明しなければならない。

c. 周知商標（パリ条約第 6 条の 2）

以下の場合、先行周知商標は異議申立の根拠となる。

(1) 周知商標が登録されていない場合は、**同一または類似の商品**に対してのみ保護される（EUTMR 第 8 条(2)(c)に基づく異議申立の理由は（もっぱら）EUTMR 第 8 条(1)(a)または(b)である）。

異議申立人は、先行未登録周知商標が関係公衆のかなりの部分に知られていることを示す証拠を提出する必要がある。

(2) 周知商標が登録されている場合は、EUTMR 第 8 条(5)（名声を有する先行商標）に依拠することもできる。商標が周知であるか否か、名声を有しているか否かを立証する基準は通常同じである。

d. 名声を有する商標

名声を有する商標は登録 EUTM として、または加盟国のいずれかの国内商標として、EUTMR 第 8 条(5)に基づいて援用することができる。

異議申立が成功した場合、異議申立を受けた出願は、類似していない商品や役務についても拒絶されることがある。

EUTMR 第 8 条(5)が適用されるためには、以下の条件が満たされる必要がある（また、異議申立人が成功するためには、これらすべての証拠を提出しなければならない）。

- 関連地域において名声を有する先行登録商標であること（先行商標が関係公衆のかなりの部分に知られていることを示す証拠）
- 係争中の EUTM 出願と先行商標が同一または類似していること
- 出願された商標の使用が先行商標の識別力または名声を不当に利用する可能性、または害する可能性がなければならない（不当な利益、毀損、希釈化に関する説得力のある論拠が示されなければならない）
- かかる使用は、正当な理由なく行われたものでなければならない（通常はそうだが、出願人は反論することができる）

これらの条件は累積的なものであり、どれか 1 つでも満たさなければその規定は適用されない（25/05/2005, T-67/04, Spa-Finders, EU:T:2005:179, § 30; 22/03/2007, T-215/03, Vips, EU:T:2007:93, § 34; 16/12/2010, T-345/08 & T-357/08, Botolist / Botocyl, EU:T:2010:529, § 41）。

e. 保護された地理的表示

[EUTMR 第 8 条\(6\)](#)は、EU 法または加盟国の法律で保護されている原産地呼称または地理的表示に基づく異議申立の根拠となるものであり、当該の法律で認められた者に後続商標の使用を禁止する権利を付与する。

異議申立人は、援用された原産地呼称または地理的表示の出願が、出願日または場合によっては係争商標の優先日より前に提出されたことを証明しなければならない。

f. 著作権

これらの権利は当事者間で援用されるが、それはすでに登録された商標の無効宣言を求める取消手続（EUTMR 第 60 条(2)）においてのみであり、異議申立手続では対象とならない。無効審判請求人は、（1）現行の必要な国内法を提出し、（2）その特定の国内法の下で係争商標の使用を阻止できると考える理由について、説得力のある論拠を示さなければならない。

g. 意匠権

登録共同体意匠（RCD）など、国内または EU レベルでのその他の工業所有権や先行著作物を援用することができる。これらの権利は当事者間で援用されるが、それはすでに登録された商標の無効宣言を求める取消手続（EUTMR 第 60 条(2)）においてのみであり、異議申立手続では対象とならない。

無効審判請求人は、（1）現行の必要な国内法を提出し、（2）その特定の国内法の下で係争商標の使用を阻止できると考える理由について、説得力のある論拠を示さなければならない。

RCD の場合、法律の下でどのような保護が与えられているかを証明する必要はない。取消部は、EU の適用意匠法の基準を適用する。

h. 氏名権

これらの権利は当事者間で援用されるが、それはすでに登録された商標の無効宣言を求める取消手続（EUTMR 第 60 条(2)）においてのみであり、異議申立手続では対象とならない。

この権利を援用できるのは、EU 加盟国の国内法が個人の氏名や肖像に関する権利を保護している場合のみである。

無効審判請求人は、（1）現行の必要な国内法を提出し、（2）説得力のある論拠を示さなければならない。

i. その他

すでに登録されている商標に対する EUTMR 第 60 条(1)に基づく無効請求の相対的理由。

取消手続においては、異議申立手続と同様に、同一の先の権利に依拠することができる（上記 a～e、および i～j）。

[CNIPA](#)**a. 登録商標**

商標法第 30 条によれば、同一または類似の商品について使用されている登録商標と同一または類似であるもの。

b. 業として使用されている未登録商標およびその他の標章

商標法第 15 条によれば、代理人または代表者が本人の許諾を得ず代理人の名義で本人の商標を登録しようとし、本人が異議を唱えた場合、登録は拒絶され、商標の使用は禁止される。
登録が検討されている同一または類似の商品に使用されている商標が、未登録商標の先使用者と同一または類似である場合において、登録者と先使用者の間に事前の契約上の合意や取引関係が存在しない場合、先使用者の商標が明らかに使用されており、かつ当該商標の登録異議申立がなされているときは、登録者は当該商標を登録することができない。
商標法第 32 条によれば、商標出願は他人の先の権利を侵害してはならない。また、出願人は、他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。

c. 周知商標（パリ条約第 6 条の 2）

商標法第 13 条によれば、商標が中国で登録されていない第三者の著名商標の複製、模倣、翻訳であり、かつ商品が同一または類似であり、公衆に混同を生じさせ、著名商標の登録者の利益を損なうおそれがある場合、その商標の登録は認められず、使用は禁止される。

商標が中国で登録された第三者の著名商標の複製、模倣、翻訳であり、かつ商品が同一または類似ではなく、公衆を誤認させ、著名商標の登録者の利益を害するおそれがある場合、その商標の登録は認められず、使用は禁止される。

d. 名声を有する商標

回答なし

e. 保護された地理的表示

商標法第 16 条によれば、商標に商品の所在地または産地を記述しない地理的表示が含まれている場合、その用語は公衆の間に混同を生じさせ、登録を拒絶される。商標としての使用も禁止される。

f. 著作権

要件：権利者が保護期間内の著作権を有していること、係争商標が他人の著作物と実質的に類似していること、抵触の可能性があること、著作権者の許諾がないこと。

g. 意匠権

要件：権利者が保護期間内の先行意匠特許権を有していること、被異議申立商標の使用が公衆の混同を引き起こす可能性が高いこと、特許権者の許諾がないこと。

h. 氏名権

要件：その氏名が一定の知名度を有し、自然人と安定した対応関係を確立していること、被異議申立商標の登録により他人の氏名権を害するおそれがあること。

i. その他

作品名や役名の権利利益には高い認知度が要求され、被異議申立商標の使用が容易に関係公衆の誤認につながるものが要件となる。

JPO

a. 登録商標

登録商標は引例となりうる。

他人の登録商標と同一または類似の商標であって、その指定商品または指定役務が他人の登録商標の指定商品または指定役務と同一または類似のものは、登録を受けることができない（商標法第 4 条第 1 項第 11 号）ため、取消事由となる。

商標の類否は、外観、称呼、観念等によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合的に観察し、引用商標と出所混同のおそれがあるか否かにより判断される。

商品または役務の類否は、商品または役務が通常同一の事業者により製造・販売・提供されている等の事情により、同一事業者の製造・販売・提供にかかる商品または役務と誤認されるおそれがあると認められる関係にあるか否かにより判断されるものであり、商品または役務自体が取引上の誤認や混同を生じさせるおそれがあるか否かで判断されるべきではない。

b. 業として使用されている未登録商標およびその他の標章

日本では登録主義が採用されているため、商標法第 4 条第 1 項第 11 号の取消事由により引例となるのは登録商標である。

ただし、商標は登録されていなくても周知・著名であれば、本号以外の取消事由により引例となりうる。

例えば、他人の業務にかかる商品または役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている他人の商標と同一または類似の商標であって、その商品もしくは役務またはこれらに類似する商品もしくは役務について使用される商標（商標法第 4 条第 1 項第 10 号）、また、他人の業務にかかる商品または役務と混同を生ずるおそれがある商標（商標法第 4 条第 1 項第 15 号）は、登録を受けることができないことから、取消事由となる。

さらに、他人の周知商標と同一または類似の商標が不当な目的で使用された場合、その商標は登録を受けることができないとする規定もあり、これも取消事由となる。

商標法第 4 条第 1 項第 10 号の周知性の程度については、原則として日本国内における使用実績を考慮して判断される。主に外国で使用されている商標の場合は、外国の周知商標を保護する観点から、外国での使用実績も考慮して判断される。

商標の類否判断の指針は、上の質問「a」で回答したとおりである。

商標法第 4 条第 1 項第 15 号の混同を生ずるおそれについては、当該商品が他人と経済上または組織上何らかの関係を有する者の業務にかかる商品であるとの誤認を生じさせさせるおそれがあるか否か、および当該商品・役務の需要者に出所混同を生じさせるおそれがあるか否かを総合的に判断する。

商標法第 4 条第 1 項第 19 号は、外国においてのみ周知であって日本国内において周知でない商標にも適用される。本号が適用されるためには、商標が次のすべてに該当しなければならない。（1）他人の商標が日本国内または外国において周知であること、（2）他人の周知商標と出願商標が同一または類似であること、（3）不正の目的をもって使用されること。

商標の類否判断の指針は、上の質問「a」で回答したとおりである。

c. 周知商標（パリ条約第6条の2）

周知商標は引例となりうる。

質問「b」で述べたように、周知商標は引例となりうる。

他人の業務にかかる商品または役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている他人の商標と同一または類似の商標であって、その商品もしくは役務またはこれらに類似する商品もしくは役務について使用される商標は、登録を受けることができない（商標法第4条第1項第10号）。

他人の業務にかかる商品または役務と混同を生ずるおそれがある商標は、登録を受けることができない（商標法第4条第1項第15号）。

また、他人の周知商標と同一または類似の商標であって、不正の目的をもって使用される商標は、登録を受けることができない（商標法第4条第1項第19号）。

上記の規定に該当するときは、商標を取り消すことができる。

関連する評価手順は、上の質問「b」で回答したとおりである。

d. 名声を有する商標

名声を有する商標は引例となりうる。

質問「b」で述べたように、名声を有する商標は引例となりうる。

他人の業務にかかる商品または役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている他人の商標と同一または類似の商標であって、その商品もしくは役務またはこれらに類似する商品もしくは役務について使用される商標は、登録を受けることができない（商標法第4条第1項第10号）。

他人の業務にかかる商品または役務と混同を生ずるおそれがある商標は、登録を受けることができない（商標法第4条第1項第15号）。

また、他人の周知商標と同一または類似の商標であって、不正の目的をもって使用される商標は、登録を受けることができない（商標法第4条第1項第19号）。

上記の規定に該当するときは、商標を取り消すことができる。

関連する評価手順は、上の質問「b」で回答したとおりである。

e. 保護された地理的表示

地理的表示は引例となりうる。

商品の産地、販売地、品質など、または役務の提供の場所、質などを普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、登録を受けることができない（商標法第3条第1項第3号）。

商品の品質または役務の質について誤認を生ずるおそれがある商標は、登録を受けることができない（商標法第4条第1項第16号）。

ぶどう酒または蒸留酒の特定の産地を表示する標章からなり、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒または蒸留酒について使用される商標は、登録を受けることができない（商標法第4条第1項第17号）。

商標が上記の規定に該当するときは、取消事由となる。

日本国内および外国における地理的名称について、商標が商標法第 3 条第 1 項第 3 号における商品の「産地」もしくは「販売地」、または役務の「提供の場所」に該当するか否かについては、その地理的名称が表示する場所において指定商品が生産または販売されること、または指定役務が提供されることが一般に認識されているか否かにより判断する。

商標法第 4 条第 1 項第 16 号の商品の品質または役務の質とは、第 3 条第 1 項第 3 号に規定する「商品または役務の特徴等」により表示される品質であり、判断の指針は第 3 条第 1 項第 3 号のものと同一である。

商標法第 4 条第 1 項第 17 号の規定は、日本国のぶどう酒もしくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章または世界貿易機関の加盟国のぶどう酒もしくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち、当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒もしくは蒸留酒について使用することが禁止されているものを有する商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒または蒸留酒について使用される商標は、登録を受けることができないとしている。判断は、WTO 加盟国によって保護されている産地の表示リストなどの資料に基づいて行われる。

f. 著作権

回答なし

g. 意匠権

回答なし

h. 氏名権

日本において、氏名は人格権の一部として保護されている。

商標に他人の氏名が含まれている場合は商標登録を受けることができない旨の規定があり（商標法第 4 条第 1 項第 8 号）、取消事由となる。

「他人」とは、出願人本人以外の現存する者をいい、自然人（外国人を含む）、法人などが含まれる。

この回答は 2023 年 4 月時点のものである。

i. その他

上で選択したもの以外にも、先の権利に関する取消事由がある。

他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であって、その防護標章登録にかかる指定商品または指定役務について使用されるもの（商標法第 4 条第 1 項第 12 号）。

防護標章登録制度とは、著名な登録商標について、商品・役務の出所混同のおそれがある範囲を、防護標章登録という形であらかじめ明確にしておくことができる制度である。著名な登録商標の商品・役務と類似しない範囲、すなわち禁止の効果を超える範囲を、防護標章として登録することができる。

[KIPO](#)

a. 登録商標

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

7. 先願による他人の登録商標（登録された地理的表示団体標章は除く）と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一・類似の商品に使用される商標。

b. 業として使用されている未登録商標およびその他の標章

c. 周知商標

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

6. 著名な他人の氏名、名称または商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名、あるいはこれらの略称を含む商標。ただし、その他人の承諾を得た場合は、商標登録を受けることができる。

d. 名声を有する商標

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

6. 著名な他人の氏名、名称または商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名、あるいはこれらの略称を含む商標。ただし、その他人の承諾を得た場合は、商標登録を受けることができる。

e. 保護された地理的表示

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

8. 先出願による他人の登録された地理的表示団体標章と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一と認識されている商品に使用される商標。

f. 著作権

回答なし

g. 意匠権

回答なし

h. 氏名権

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

i. その他

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

1. 国の国旗、国際機関の記章などで、以下のいずれかに該当する商標

(a) 大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、大韓民国または公共機関の監督用または証明用印章・記号と同一・類似の商標。

(b) 工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という）の同盟国、世界貿易機関の加盟国、商標法条約の締約国（以下、本項において「同盟国等」という）の国旗と同一・類似の商標。

(c) 国際赤十字社、国際オリンピック委員会、または著名な国際機関の名称、略称、標章と同一・類似の商標。ただし、その機関が自己の名称、略称、または標章を商標登録出願した場合は、商標登録を受けることができる。

(d) パリ協約第 6 条の 3 に基づき、世界知的所有権機関から通知を受けて韓国知的財産庁長官が指定した同盟国などの紋章、旗、勲章、褒章または記章や、同盟国などが加盟している政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章または記章と同一・類似の商標。ただし、その同盟国などが加盟している政府間国際機関が自己の名称、略称または標章を商標登録出願した場合は、商標登録を受けることができる。

(e) パリ協約第 6 条の 3 に基づき、世界知的所有権機関から通知を受けて韓国知的財産庁長官が指定した同盟国などやその公共機関の監督用または証明用印章・記号と同一または類似の商標であって、その印章・記号が使用されている商品と同一・類似の商品に使用される商標。

2. 国家、人種、民族、公共団体、宗教または著名な故人との関係を虚偽表示したり、これらを誹謗または侮辱したり、これらに悪評を受けさせるおそれのある商標。

3. 国家、公共団体、またはそれらの機関や公益法人の営利を目的としない業務や公益事業を表示する著名標章と同一・類似の商標。ただし、その国家などが自己の標章を商標登録出願した場合は、商標登録を受けることができる。

4. 商標それ自体または商標が商品に使用される場合に、需要者に与える意味や内容などが一般人の通常の道徳観念となる善良な風俗に反するなど、公共秩序を害するおそれのある商標。

5. 大韓民国政府が開催するかその承認下で開催される博覧会、または外国政府が開催するかその承認下で開催される博覧会で授与される賞牌、賞状または褒章と同一・類似の標章のある商標。ただし、その博覧会で受賞した者がその受賞した商品に関する商標の一部としてその標章を使用する場合は、商標登録を受けることができる。

6. 著名な他人の氏名、名称または商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名、あるいはこれらの略称を含む商標。ただし、その他人の承諾を得た場合は、商標登録を受けることができる。

7. 先願による他人の登録商標（登録された地理的表示団体標章は除く）と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一・類似の商品に使用される商標。

8. 先出願による他人の登録された地理的表示団体標章と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一と認識されている商品に使用される商標。

9. 他人の商品を表示するものとして需要者に広く認識されている商標（地理的表示を除く）と同一・類似の商標であって、その他人の商品と同一・類似の商品に使用される商標。

10. 特定の地域の商品を表示するものとして需要者に広く認識されている他人の地理的表示と同一・類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一と認識されている商品に使用される商標。

11. 需要者に著しく認識されている他人の商品や業務と混同を生じさせたり、その識別力や名声を損ねたりするおそれがある商標。

12. 商品の品質誤認を生じさせたり、需要者を欺瞞したりするおそれがある商標。
 13. 大韓民国国内または国外の需要者に特定の者の商品を表示するものとして認識されている商標（地理的表示を除く）と同一・類似の商標であって、不当な利益を得ようとしたり、その特定の者に損害を加えようとしたりするなど、不当な目的を持って使用される商標。
 14. 大韓民国国内または国外の需要者に特定の者の商品を表示するものとして認識されている地理的表示と同一・類似の商標であって、不当な利益を得ようとしたり、その地理的表示の正当な使用者に損害を加えようとしたりするなど、不当な目的をもって使用される商標。
 15. 商標登録を受けようとする商品または商品の包装の機能を確保するのに不可欠な（サービスの場合にはその利用と目的に不可欠な場合をいう）立体的形状、色彩、色彩の組合せ、音または匂いのみからなる商標。
 16. 世界貿易機関の加盟国内のぶどう酒または蒸留酒の産地に関する地理的表示で構成されるか、かかる表示を含む商標であって、ぶどう酒または蒸留酒に使用されようとしている商標。ただし、地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品に指定し、第 36 条第 5 項に基づき地理的表示団体標章の登録出願をした場合には、商標登録を受けることができる。
 17. 植物新品種保護法第 109 条により登録された品種名称と同一・類似の商標であって、その品種名称と同一・類似の商品に使用される商標。
 18. 農水産物品質管理法第 32 条により登録された他人の地理的表示と同一・類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一と認識されている商品に使用される商標。
 19. 大韓民国が外国と二国間または多国間で締結し発効された自由貿易協定により保護された他人の地理的表示と同一・類似の商標、またはその地理的表示で構成されるかその地理的表示を含む商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一と認識されている商品に使用される商標。
 20. 出願人が、提携・雇用などの契約関係や業務上の取引関係またはその他の関係を通じて、他人が使用したり使用しようとしていたりしている商標であることを知りながら、その商標と同一・類似の商品について登録出願したもの。
 21. 条約当事国で登録された商標と同一・類似の商標としてその登録された商標に関する権利を有する者と提携・雇用などの契約関係や業務上の取引関係またはその他の関係にあるかその関係にあった者が、その商標に関する権利を有する者の承諾なしに、その商標の指定商品と同一・類似の商品を指定商品として登録出願した商標。
- (2) 第 1 項および商標登録出願人（以下「出願人」という）が当該規定の他人に該当するかどうかは、次の各号のいずれかに該当する決定（以下「商標登録を認めるか否かの決定」という）がなされた時を基準として判断する。ただし、第 1 項第 11 号、第 13 号、第 14 号、第 20 号および第 21 号に該当する場合において、出願人が当該規定の他人に該当するかどうかは、商標登録出願がなされた時を基準として判断する。
1. 第 54 条に基づく商標登録拒絶の決定
 2. 第 68 条に基づく商標登録付与の決定
- (3) 商標権者またはその商標権者の商標を使用する者は、第 119 条第 1 項第 1 号から第 3 号までおよび第 5 号から第 9 号までの規定に該当するとの理由で商標登録の取消審判が請求され、その請求日以後に次の各号のいずれかに該当するようになった場合、その商標と同一・類似の商用〔同一・類似の商標（地理的表示団体標章の場合には同一であると認められる商標をいう）を指定商品として再び登録を受けようとする場合に限定する〕に対しては、その該当するようになった日から 3 年を経過した後に出願してこそ商標登録を受けることができる。
1. 商標権が期間満了により消滅する場合
 2. 商標権者が商標権を放棄した場合、または指定商品の一部を放棄した場合
 3. 商標登録の取消審判が確定した場合
- (4) 第 1 項第 8 号および第 10 号の規定は、同音異義の地理的表示団体商標には適用されない。

[USPTO](#)

a. 登録商標

登録商標に関連する先の権利を援用するためには、権利者は次のものを提出しなければならない：先願の米国商標登録。登録の所有権および登録が有効である（放棄されていない）ことの証明は、異議申立書とともに、または異議申立手続の審理期間中に提出しなければならない。USPTO の記録の写しを使用することができ、審理中に証人がこれらの事項について証言することもできる。

b. 業として使用されている未登録商標およびその他の標章

出願人が依拠することができる使用よりも前の擬制的出願日を有する、先に係属した連邦登録出願の証拠。

出願人の出願日より前の、米国におけるコモンロー商標の先行的かつ継続的な使用（または類似使用）の証拠。

これらの事項を証明する証拠は、異議申立手続の審理段階で提出される。

c. 周知商標（パリ条約第 6 条の 2）

質問 39 の回答を参照。

d. 名声を有する商標

質問 21 および 22 の回答を参照。名声を有する商標は周知商標とみなされる。

e. 保護された地理的表示

質問 21 および 22 の回答を参照。地理的表示は商標または認証マークとして保護される。

f. 著作権

TTAB における異議申立手続では著作権を考慮しない。

g. 意匠権

質問 21 および 22 の回答を参照。ある種の商標は、意匠で構成されるか、意匠の特徴を含むことができる。

h. 氏名権

氏名が「商号」を意味する場合には、コモンロー商標と同じ要件が適用される。

氏名が「姓」を意味する場合には、登録商標、先に出願された係属中の連邦出願、およびコモンロー商標と同じ要件が適用される。

i. その他

42) 貴庁での異議申立手続において援用することができる理由をすべて列挙されたい。

[EUIPO](#)

EUTMR 第 8 条(1)(a) - 二重同一

EUTMR 第 8 条(1)(b) - 混同のおそれ

EUTMR 第 8 条(3) - 商標権者の代理人による無断出願

EUTMR 第 8 条(4) - 業として使用されている未登録商標およびその他の標章

EUTMR 第 8 条(5) - 名声を有する商標

EUTMR 第 8 条(6) - 地理的表示

[CNIPA](#)

主な理由は、商標法第 13 条第 2 項および第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条第 4 項である。

[JPO](#)

取消事由はすべて商標法第 43 条の 2 に記載されている。

1. その商標登録が第 3 条、第 4 条第 1 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 1 項、第 2 項もしくは第 5 項、第 51 条第 2 項（第 52 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む）、第 53 条第 2 項または第 77 条第 3 項において準用する特許法第 25 条の規定に違反してされたこと。2. その商標登録が条約に違反してされたこと。3. その商標登録が第 5 条第 5 項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたこと。

上記の商標法第 43 条の 2 第 1 項について：

第 3 条は識別力に関する規定、第 4 条は登録を受けることができない商標に関する規定であり、公益と私益の両面に関する保護の観点が含まれている。

第 7 条の 2 第 1 項は地域団体商標に関する規定であり、地域ブランドを適切に保護する観点から、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる文字商標の登録要件を緩和する規定である。

第 8 条は、同一または類似の商品または役務について互いに競合する商標登録出願が同日に行われた場合に、どちらが先願であるかを判断する方法に関する規定である。

第 51 条は、商標権者による出所混同および品質誤認行為に関する規定である。

第 53 条は、通常使用権者およびその構成員による出所混同および品質誤認行為に関する規定である。

上記の商標法第 43 条の 2 第 3 項について：

第 5 条第 5 項は、非伝統的商標の登録を受けようとするときは、願書に記載する商標の詳細な説明等が明確でなければならない旨を定めた規定である。

[KIPO](#)

質問 43 の回答を参照。

[USPTO](#)

TTAB での異議申立手続において援用することができるすべての理由のリストを以下に示す。

混同のおそれ（合衆国法典第 15 編第 1052 条(d)）

- 出願人の商標が、他人によって米国において以前に使用され（かつ放棄されていない）先行登録商標または商号と著しく類似しており、それが出願人の商品や役務に付してまたは関連して使用された場合に、混同を生じさせ、誤認を生じさせ、または欺瞞するおそれがある。

記述性／一般性（合衆国法典第 15 編第 1052 条(e)）

- 出願人の商標が、出願人の商品や役務に付してまたは関連して使用された場合に、それらを単に記述するかまたは欺瞞的に記述するものである。

出願人の商標が、商品・役務を主として地理的に記述するもの、または主として地理的に欺瞞的に記述するものである。

出願人の商標が、主として氏姓であるに過ぎないものである。

出願人の商標が、全体として機能的である事項を含むものである。

欺瞞性および関係の虚偽の示唆（合衆国法典第 15 編第 1052 条(a)）

出願人の商標が、異議申立人の氏名または身元との関係を偽って示唆している。

出願人の商標が、地理的に欺瞞的である。

出願人の商標が地理的表示であって、ぶどう酒または蒸留酒に付してもしくは関連して使用された場合に、その商品の原産地以外の場所を特定するものである（かつ、出願人によって 1996 年 1 月 1 日以降に初めてぶどう酒または蒸留酒に付してまたは関連して使用されたものである）。

誠実な意図の欠如（合衆国法典第 15 編第 1051 条(a)および(b)）

出願人が、出願日の時点で、特定の商品・役務に関連してその商標を使用する誠実な意図を有していなかった。

出願人が、商標法第 1 条(a)における使用に基づく登録出願の提出前に、商業において出願人の商標を誠実に使用していなかった。

機能性

商品または役務の「トレードドレス」を構成する出願人の商標が機能的である。登録しようとする商標を使用する商品または役務の特徴が物品の使用や目的に不可欠である、または物品のコストや有用性に影響を与える。

その他の理由

出願人の商標が単なる背景意匠に過ぎず、そこに表示された文字とは別個の商標として機能しない。

出願人が商標の正当な所有者ではなく、出願時にも正当な所有者ではなかった。

特定の色の組み合わせからなる出願人の商標が、本来的識別力を有しておらず、後天的識別力も獲得していない。

特定の音からなる出願人の商標が、本来的識別力を有しておらず、後天的識別力も獲得していない。

トレードドレス、商品意匠、または包装からなる出願人の商標が、本来的識別力を有しておらず、後天的識別力も獲得していない。

出願人の商標が、商標またはサービスマークとして使用されていない。

出願人の商標が、1つの出願で複数の商標を表している（「ファントム商標」）。

出願人の商標が、生存中の特定の個人の氏名から構成されるか、それを含んでおり、その個人の同意を得ていない。

出願人の商標が、一般的な製品デザインから構成されている。

出願人の商標が、異議申立人の著名商標の識別力を希釈する。

出願人が、出願手続中に不正行為を行った。

出願人の商標が、パンアメリカン条約第8条に基づく外国所有者商標の登録を阻害する。

出願人の商標が、単一の創作物の名称であり、商標ではない。

出願人の商標が、「合衆国、州、地方自治体の旗、紋章、その他の記章」であるため、使用を禁止されている。

外国登録が米国出願の基礎となる場合に、出願人がその外国登録が発行された国において商業上のプレゼンスを確立していない。

商標法第10条に反して、使用意思に基づく出願が譲渡または移転されている。

出願人の商標が、特定された商品・役務の提供が連邦法上違法である商業において合法的に使用されていない。

[TBMP 第309.03条(c)(1)]

43) 異議申立手続において適用することができる理由について、以下のリストから選択し、さらに詳しく説明されたい。

[EUIPO](#)

☒ 商標の同一性と商品・役務の同一性

EUTMR 第 8 条(1)(a)は、商標の同一性と商品・役務の同一性の両方を明確に要求している。このような状況を「二重同一」と呼ぶ。

二重同一である場合、混同のおそれを評価する必要はなく、異議申立は EUIPO によって維持される。

EUIPO は、上記の条件がすべて満たされているかどうかを総合的に判断し、決定を下す。

☒ 混同のおそれ

第 8 条(1)(b)に基づき、先の商標との同一性または類似性、および両商標の対象とされている商品・役務の同一性または類似性を理由として、先の商標が保護されている地域において公衆の側に混同のおそれがある場合、EUTM 出願は登録されない。

混同のおそれは、複数の要素を考慮して以下の手順で評価される。

- 商品および役務の比較
- 関連公衆と注目度
- 商標の比較
- 先の商標の識別力
- その他の要素
- 混同のおそれに関する包括的評価

EUIPO は、上記の条件がすべて満たされているかどうかを総合的に判断し、決定を下す。

☒ 不当な利益、毀損、希釈化

EUTMR 第 8 条(5) - 名声を有する商標

EUTMR 第 8 条(5)は、同一・類似の商品・役務のみならず、非類似の商品・役務についても混同のおそれを必要とせず、登録商標の保護を認めている。ただし、以下を条件とする。

- 商標が同一または類似であること
- 先の商標が名声を有していること
- かつ、出願商標の正当な理由のない使用が、先の商標の識別力または名声を不当に利用するか、それを害すること

1. 識別力または名声の不当な利用：名声を有する商標に便乗することで、出願人は名声を有する商標の吸引力、評判、名声から利益を得ることができる。異議申立人は悪意や実際の不利益を示す必要がない。

2. 識別力の毀損は、後の類似商標の使用によって先の名声を有する商標の識別力が低下する場合に生じる。以下の 2 つの自律的条件が異議申立人によって立証され、当庁によって認められなければならない。

- 関連公衆の認識における名声を有する商標のイメージや同一性のばらつき（主観的条件）。
- 関連公衆の経済行動の変化（客観的条件）。

3.名声の毀損は、当該出願が卑猥、品位を傷つける、または不適切な文脈で複製された場合、または本質的に不快ではないが、先の商標がその所有者の宣伝努力により公衆の目に触れて獲得した特定のイメージと相容れないことが証明された場合に生じる。

EUIPO は、それぞれのシナリオにおいて上記の条件がすべて満たされているかどうかを総合的に判断し、決定を下す。1～3 のシナリオのいずれかが満たされていればよい。

☒ 悪意

EUTMR では、異議申立の理由として悪意を規定しておらず、取消、すなわち、すでに登録されている商標の無効宣言の絶対的理由としてのみ規定している（EUTMR 第 59 条(1)(a)）。

しかし、悪意の兆候とみなされる特定の行為において、第 8 条(3)「商標権者の代理人による無断出願」を援用することができる。

☒ 商標権者の代理人による無断出願、またはその他の所有権問題

EUTMR 第 8 条(3)によれば、先行商標の所有者による異議申立があった場合において、商標権者の代理人または代表者が所有者の承諾を得ずにその商標について自己の名義で登録の出願をしているとき、その商標は登録されない。ただし、その代理人または代表者がその行為を正当化するときはこの限りでない。

EUTMR 第 8 条(3)は、以下の実質的累積要件が満たされることを条件に、商標権者に対し、自己の商標を EUTM として登録することに異議を申し立てる権利を与えている。

- 出願人が商標権者の代理人または代表者である、またはそうであった。
- 出願の名義が代理人または代表者である。
- 出願が所有者の承諾を得ずに行われた。
- 代理人または代表者がその行為を正当化していない。
- 商標と商品・役務が同一または密接に関連している（混同のおそれは条件ではなく、商標と商品・役務の類似の程度は、EUTMR 第 8 条(3)の目的が満たされること、すなわち、所有者の代理人による商標の無断出願の防止を保証するものでなければならない）（11/11/2020, [C-809/18 P](#), MINERAL MAGIC, EU:C:2020:902, § 72）。

EUIPO は、上記の条件がすべて満たされているかどうかを総合的に判断し、決定を下す。

☒ その他の理由

1.EUTMR 第 8 条(4) - 業として使用されている未登録商標およびその他の標章

[EUTMR 第 8 条\(4\)](#)は、EU 法または加盟国の法律で保護されている、単なる 1 地方を超えて業として使用されている先行未登録商標またはその他の標章に基づく EUTM 出願に対する異議申立の根拠となるものであり、同条項の条件に従うものとする。

異議申立人が EUTMR 第 8 条(4)の援用を成功させるためには、EUIPO に対して以下の条件が満たされていることを証明しなければならない。

- 異議申立人は、業として使用されている未登録商標もしくはその他の標章の所有者、またはかかる権利を行使する権限を適用法により与えられた者でなければならない。
- 単なる 1 地方を超えて業として使用されていること。
- その商標に適用される法律に基づき、EUTM 出願よりも前に取得したものであること。
- その商標に適用される法律に基づき、後続商標の使用を禁止する権利を有すること。

EUIPO は、上記の条件がすべて満たされているかどうかを総合的に判断し、決定を下す。

2.EUTMR 第 8 条(6) - 地理的表示

EUTMR 第 8 条(6)は枠組み規定であり、援用される地理的表示の取得条件および保護の範囲を決定するのは、適用される EU 法、加盟国の法律、または国際協定である。

この規定に基づき、原産地呼称または地理的表示から生じる権利を行使する権限を適用法により与えられた者から異議申立があった場合には、原産地呼称または地理的表示の保護を定める EU 法または国内法に従い、次の場合にその限りにおいて、出願された商標は登録されない。

- 原産地呼称または地理的表示についての先の出願が、EU 法または国内法に従い、その後の登録を条件として、すでに行われていること。
- 原産地呼称または地理的表示が、後続商標の使用を禁止する権利を与えること。

CNIPA

☒ 商標の同一性と商品・役務の同一性

被異議申立商標が、同一または類似の商品について使用されている登録商標または先願商標と同一または類似であること。

☒ 混同のおそれ

商標の類似性を判断する際には、混同のおそれを考慮すべきである。

☒ 不当な利益、毀損、希釈化

他人の商標を一定の影響をもたせて登録すること、または他人の先の権利を害すること。

☒ 悪意

商標法第 4 条、悪意があり使用を目的としない商標出願は拒絶される。
 商標法第 7 条、商標の出願または使用は信義誠実の原則に従うものとする。
 商標法第 32 条および第 35 条は、いずれも主観的悪意を考慮している。

☒ 商標権者の代理人による無断出願、またはその他の所有権問題

商標法第 15 条によれば、代理人または代表者が本人の許諾を得ず代理人の名義で本人の商標を登録しようとし、本人が異議を唱えた場合、登録は拒絶され、商標の使用は禁止される。

☒ その他の理由

回答なし

JPO

☒ 商標の同一性と商品・役務の同一性

他人の登録商標と同一または類似の商標であって、その指定商品または指定役務が他人の登録商標の指定商品または指定役務と同一または類似のものは、登録を受けることができない（商標法第 4 条第 1 項第 11 号）ため、取消事由となる。

関連する具体的な評価手順は、上の質問 41 の a で回答したとおりである。

☒ 混同のおそれ

関連規定は以下のとおり。

他人の業務にかかる商品もしくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている他人の商標と同一または類似の商標であって、その商品もしくは役務またはこれらに類似する商品もしくは役務について使用されるもの（商標法第 4 条第 1 項第 10 号）。

他人の登録商標と同一または類似の商標であって、その指定商品または指定役務が他人の登録商標と同一または類似のもの（商標法第 4 条第 1 項第 11 号）。

他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であって、その防護標章登録にかかる指定商品または指定役務について使用されるもの（商標法第 4 条第 1 項第 12 号）。

他人の業務にかかる商品または役務と混同を生ずるおそれがあるもの（商標法第 4 条第 1 項第 15 号）。

これらの規定に該当する商標は登録を受けることができないため、取消事由となる。

☒ 不当な利益、毀損、希釈化

関連規定は以下のとおり。

公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるもの（商標法第 4 条第 1 項第 7 号）。

この規定に該当する商標の例として、商標審査基準に 5 つの例が示されている。

- (1) 商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激、または他人に不快な印象を与えるもの。
- (2) 商標の構成自体が上記(1)でなくても、指定商品または指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するもの。
- (3) 他の法律によって使用等が禁止されているもの。
- (4) 特定の国もしくはその国民を侮辱し、または一般に国際信義に反するもの。
- (5) 出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないもの。

他人の周知商標と同一または類似であって、不正の目的をもって使用されるもの（商標法第 4 条第 1 項第 19 号）。

本号が適用されるためには、商標が次のすべてに該当しなければならない。（1）他人の商標が日本国内または外国において広く知られていること、（2）他人の周知商標と出願商標が同一または類似であること、（3）不正の目的をもって使用されていること。他人の商標が外国において周知であるときは、日本における周知性は問わないものとする。

これらの規定に該当する商標は登録を受けることができないため、取消事由となる。

☒ 悪意

関連規定は主に以下のとおり。

公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるもの（商標法第 4 条第 1 項第 7 号）。

他人の周知商標と同一または類似であって、不正の目的をもって使用されるもの（商標法第 4 条第 1 項第 19 号）。

詳細は、「不当な利益、毀損、希釈化」セクションで回答したとおりである。

さらに、以下の規定が適用されることがある。

出願人の業務にかかる商品または役務について使用されているとは認められないもの（商標法第 3 条第 1 項柱書）。

この規定における「使用」には、出願人または実質的にその支配下にあると認められる者（以下「出願人等」という）が、指定商品または指定役務について現にその出願商標を使用している場合だけでなく、将来その出願商標を使用する意思を有している場合も含まれる。ただし、次の(a)および(b)の条件に該当する場合には、出願人の業務にかかる商品または役務についてその商標を使用する蓋然性が極めて低く、その商標の使用および使用の意思に合理的な疑いがあるとして、商標法第 3 条第 1 項柱書に違反するものと判断される。

(a) 出願人の過去の出願件数から、一出願人が自己の業務にかかる商品または役務について使用する商標としては、到底想定し得ない多数の出願を行っている（年間 1,000 件以上）。

(b) ウェブサイト、報道等から商標の使用および使用の意思があることが確認できない（例：出願人のウェブサイトによれば、出願人は、もっぱら商標の売買や使用許諾を行っている事実が認められるなど）。

これらの規定に該当する商標は登録を受けることができないため、取消事由となる。

☒ 商標権者の代理人による無断出願、またはその他の所有権問題

関連規定は以下のとおり。

公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるもの（商標法第 4 条第 1 項第 7 号）。
詳細は、「不当な利益、毀損、希釈化」セクションで回答したとおりである。

この規定に該当する商標は登録を受けることができないため、取消事由となる。

☒ その他の理由

詳細は、質問 42 の回答における商標法第 43 条の 2 の規定に関する記述を参照のこと。

[KIPO](#)

☒ 商標の同一性と商品・役務の同一性

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

7. 先願による他人の登録商標（登録された地理的表示団体標章は除く）と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一・類似の商品に使用される商標。

☒ 混同のおそれ

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

11. 需要者に著しく認識されている他人の商品や業務と混同を生じさせたり、その識別力や名声を損ねたりするおそれがある商標。

12. 商品の品質誤認を生じさせたり、需要者を欺瞞したりするおそれがある商標。

☒ 不当な利益、毀損、希釈化

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

2. 国家、人種、民族、公共団体、宗教または著名な故人との関係を虚偽表示したり、これらを誹謗または侮辱したり、これらに悪評を受けさせるおそれのある商標。

☒ 悪意

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

20. 出願人が、提携・雇用などの契約関係や業務上の取引関係またはその他の関係を通じて、他人が使用したり使用しようとしていたりしている商標であることを知りながら、その商標と同一・類似の商品について登録出願したもの。

☒ 商標権者の代理人による無断出願

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）

(1) 第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

20. 出願人が、提携・雇用などの契約関係や業務上の取引関係またはその他の関係を通じて、他人が使用したり使用しようとしていたりしている商標であることを知りながら、その商標と同一・類似の商品について登録出願したもの。

☒ その他の理由

質問 42 の回答を参照。

[USPTO](#)

☐ 二重同一（商標の同一性と商品・役務の同一性）

「二重同一」の意味が不明瞭である。

☒ 混同のおそれ

この理由を援用するための要件は、質問 22 の(a)に記載されている。決定を下すために USPTO が実施しなければならない関連する評価手順について、TTAB は評価を行う際に、商標の類似性、商品・役務の類似性、取引経路の類似性、実際の混同の証拠、類似の商品・役務に使用されている他の類似商標の数、購入が行われる条件など、多くの要素を検討する。事実関係によっては、分析において 1 つまたは複数の要素に比重が置かれることもある。

☒ 不当な利益、毀損、希釈化

この理由を援用するための要件は、質問 21 の回答に記載されている。TTAB が実施する関連する評価手順には、次のようなものの検討が含まれる。ほぼすべての状況における異議申立人の商標に対する消費者の認識、異議申立人の商標の広告・宣伝の期間・範囲・地理的範囲、異議申立人の商標の下で提供される商品または役務の販売量・販売金額・地理的範囲、異議申立人の商標の実際の認知度。

上記の要素による使用の可能性に加え、異議申立人の商標は、出願人がその商標について主張し得るいかなる使用よりも前に著名になっていなければならない。したがって、いかなる証拠も関連する期間に由来するものでなければならない。

□ 悪意

具体的な異議申立理由としては該当なし

☑ 商標権者の代理人による無断出願、またはその他の所有権問題

所有権の欠如は異議申立の理由となる。

- 44) 当事者は、審査において登録拒絶の理由となったすべての理由について異議申立を行うことができるか。当事者は、追加的な理由に基づいて異議申立を行うことができるか。説明されたい。

[EUIPO](#)

EUIPO における職権審査は、絶対的な拒絶理由のみを対象としており、「当事者間」紛争、すなわち 2 つ以上の当事者間の紛争は対象としていない。こうした理由に基づいて異議申立を行うことはできない。

異議申立は、EUTMR に相対的理由として列挙されている理由に基づいて行うことができる。

EUTMR 第 8 条(1)(a) - 二重同一

EUTMR 第 8 条(1)(b) - 混同のおそれ

EUTMR 第 8 条(3) - 商標権者の代理人による無断出願

EUTMR 第 8 条(4) - 業として使用されている未登録商標およびその他の標章

EUTMR 第 8 条(5) - 名声を有する商標

EUTMR 第 8 条(6) - 地理的表示

審査における登録拒絶理由（EUTMR 第 7 条に違反して登録された EUTM）は、EUTM が登録された後の取消・無効手続においてのみ援用することができる（EUTMR 第 59 条(1)(a)）。EUTMR 第 7 条における理由は、例えば、識別力を欠く商標、欺瞞的な商標、慣習的な商標、技術的成果に必要な形状、公共政策に反する商標、欺瞞的な商標、パリ条約第 6 条の 3 に違反する商標、地理的表示と抵触する商標、伝統的用語、伝統的特産品保証、植物品種などについて援用することができる。

[CNIPA](#)

商標法第 33 条により、相対的理由に基づいて異議申立を行う場合、異議申立人は権利者または利害関係人の主体資格を有する必要がある。この規定は異議申立の理由を定めている。原則として、他の法律の規定による異議申立を行うことはできない。

[JPO](#)

当事者は、審査において登録拒絶の理由となったすべての理由について異議申立を行えるわけではない。

異議申立手続で適用できる拒絶理由は、商標法第 43 条の 2 に記載されている。

詳細は、質問 42 の回答における商標法第 43 条の 2 の規定に関する記述を参照のこと。
例えば、審査において適用される拒絶理由のうち、商標法第 6 条の規定（指定商品・役務の表示の明確性）については、異議申立を行うことができない。

また、異議申立理由の追加は、登録異議申立書の要旨変更につながる。したがって、異議申立書を提出した後に、補正によって異議申立理由を追加することはできない（商標法第 43 条の 4 第 2 項）。ただし、証拠の提出（追加）は、商標法第 43 条の 2 に規定する期間（異議申立をすることができる期間）の経過後 30 日以内であれば行うことができる（商標法第 43 条の 4 第 2 項）。

KIPO

当事者は、審査において登録拒絶の理由となったすべての理由について出願に異議を申し立てることができる。（商標法第 54 条）

USPTO

はい。拒絶を支持し得るすべての理由は、異議申立も支持することができる。その他の多くの理由は、拒絶を支持するためには使用されないが、異議申立のためには使用することができる。例えば、希釈化、詐欺、所有権の不在などである。

3 評価 - 最も一般的な側面

45) 混同のおそれ

貴庁は、異議申立手続において先行商標の識別力を評価するか。 ☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合には、以下の質問に回答されたい。

EUIPO

☒ はい ☐ いいえ

1. 先行商標の識別力をどのように評価するかを説明されたい。

ある程度の識別力が認められる必要があることを考慮し、先行商標全体としての識別力を評価する。先行商標の識別力の程度は、混同のおそれに関する包括的評価において考慮すべき要素である。

(i) 先行商標の識別力が高いほど混同のおそれも大きくなり、(ii) 使用により獲得された高い識別力を有する先行商標、または市場での名声により高い識別力を有する先行商標は、識別力の低い商標よりも広範な保護を享受する。したがって、先行商標全体としての識別力がその保護の強さと範囲を決定し、混同のおそれを評価するためにはかかる識別力を考慮しなければならない。

商標の識別力を評価する際には、絶対的根拠における識別力の判断に用いられるのと同じ基準が適用される。しかし、相対的根拠においては、これらの基準は識別力の最低基準が満たされているかどうかを判断するためだけでなく、識別力のさまざまな程度を考慮するためにも使用される。

商標は、（記述的性格、称賛的意味などにより）その制限を示唆するものがない場合、「通常」程度の本来的識別力を有するものとみなされる。これは、当該商標が登録された商品・役務が特定の事業に由来するものであることを特定する能力が何ら低下したり損なわれたりしないという意味で、その商標が完全に識別可能であることを意味する。先行商標が獲得している高い識別力（異議申立人が保

護範囲を拡大するために主張することが多い）や名声の程度は、その所有者が適切な証拠を提出することで証明しなければならない。

いずれにせよ、先に登録された商標は、少なくとも最低限の本来の識別力を有するものと推定される（24/05/2012, [C-196/11](#), F1-Live, EU:C:2012:314）。

2. 共通の構成要素に低い識別力しかない場合、その影響について説明されたい。混同のおそれはあるか。

EUIPO は、欧州連合知的財産ネットワークの共通慣行 5（相対的理由－混同のおそれ（識別力がない／低い構成要素の影響））によって確立された原則に従う。

識別力の低い要素が一致していても、通常、それだけでは混同のおそれにつながらない。しかし、他の構成要素の識別力がそれよりも（または同等に）低い場合、または視覚的影響が小さく、商標の全体的な印象が類似している場合には、混同のおそれが生ずるかもしれない。また、商標の全体的な印象が酷似または同一である場合も、混同のおそれが生ずる可能性がある。

3. 共通の構成要素の識別力の低さが出願拒絶／登録取消の十分な理由となった 2 つの例（先の権利－係争商標）を提示されたい。

EUIPO の例：

NO LOC	LOC
MORELUX vs. INLUX (Class 44: Beauty treatments)	COSMEGLOW vs. COSMESHOW (Class 3: Cosmetics)
 vs. (Class 9: Credit cards)	 vs. (Class 43: Holiday accommodation services)

4. 共通の構成要素に識別力がない場合、その影響について説明されたい。混同のおそれはあるか。

商標が、関連する地域のすべての地域において、関連する商品・役務の説明的要素または識別力のない要素においてのみ重複し、両商標を区別することができる他の特徴的要素を含む場合、両者は類似していないとみなすことができる（すなわち、混同のおそれはない）。しかし、商標が類似する他の装飾的要素や語句的要素も含む場合、すべての要素の包括的評価によっては混同のおそれが生じる。

5. 「はい」と回答した場合は、共通の構成要素の識別力の欠如が出願拒絶／登録取消の十分な理由となった 2 つの例（先の権利－係争商標）を提示されたい。

NO LOC	LOC
BUILDGRO vs. BUILDFLUX (Class 19: Building materials Class 37: Construction services)	TRADENERGY vs. TRACENERGY (Class 9: Solar energy collectors for electricity generation)
 vs.  (Class 36: Financial services)	 vs.  (Class 9: Solar energy collectors for electricity generation)

6. 貴庁の制度において、係争出願／登録は係争商品・役務の一部についてのみ拒絶／取消ができるか。できる場合、係争出願／登録の拒絶／取消が行われた商品・役務をどのように処理するかについて説明されたい。

混同のおそれを理由とする、同一または類似の先行商標に基づく異議申立または無効宣言では、係争出願／登録は同一または類似の商品・役務についてのみ拒絶される。また、類似度が低い商品・役務についても出願が拒絶されることがある。

決定が確定すると、拒絶された商品・役務は登録簿から削除される。

7. 異議申立手続中に、商品・役務のリストの明確化や補正は認められるか。認められる場合、異議申立手続への影響についても明記されたい。

認められる。これは異議申立の取り下げにつながる可能性があるため、異議申立人に伝えられる。

CNIPA

貴庁は、異議申立手続において先行商標の識別力を評価するか。

☒ はい ☐ いいえ

1. 先行商標の識別力をどのように評価するかを説明されたい。

商標法第 11 条に従い、その商標が商品の出所を相互に表示する役割を果たすことができるかどうかを評価する。

2. 共通の構成要素に低い識別力しかない場合、その影響について説明されたい。混同のおそれはあるか。

主に、主要な識別部分を比較する。主要な識別部分が類似している場合は混同を生ずる。

3. 共通の構成要素の識別力の低さが出願拒絶／登録取消の十分な理由となった 2 つの例（先の権利－係争商標）を提示されたい。

CNIPA の例：

混同のおそれあり



区分：25 被服

混同のおそれなし

PINCTONBOY



区分：25 被服

4. 共通の構成要素に識別力がない場合、その影響について説明されたい。混同のおそれはあるか。

主に、主要な識別部分を比較する。主要な識別部分が類似している場合は混同を生ずる。

5. 「はい」と回答した場合は、共通の構成要素の識別力の欠如が出願拒絶／登録取消の十分な理由となった2つの例（先の権利一係争商標）を提示されたい。

CNIPA の例：

混同のおそれあり



区分：25 被服

混同のおそれなし

NutraHealth  HealthDigit

区分：5 医薬品

混同のおそれあり

HHealth hihealth

区分：5 医薬品

6. 貴庁の制度において、係争出願／登録は係争商品・役務の一部についてのみ拒絶／取消ができるか。できる場合、係争出願／登録の拒絶／取消が行われた商品・役務をどのように処理するかについて説明されたい。

異議申立人の理由が部分的に立証された場合、被異議申立商標は部分的に承認されることがある。

7. 異議申立手続中に、商品・役務のリストの明確化や補正は認められるか。認められる場合、異議申立手続への影響についても明記されたい。

認められない。

[JPO](#)

貴庁は、異議申立手続において先行商標の識別力を評価するか。

☒ はい ☐ いいえ

1. 先行商標の識別力をどのように評価するかを説明されたい。

商標の類否判断は、出願商標と先行商標の全体を観察することによって行う。ただし、商標の構成に識別力のない部分が含まれる場合には、その識別力のない部分を除き、自己の商品・役務を他人の商品・役務と独立して識別する標識としての機能を果たし得る部分（以下「主要部分」という）に基づいて判断する。

2. 共通の構成要素に低い識別力しかない場合、その影響について説明されたい。混同のおそれはあるか。

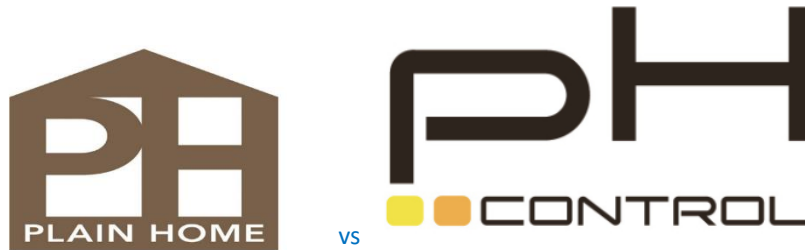
商標の類否判断は、その識別力の低い部分を除き、自己の商品・役務を他人の商品・役務から独立して識別する標識としての機能を果たし得る部分（以下「主要部分」という）に基づいて行う。

他人の業務にかかる商品または役務と混同を生ずるおそれがあるか否かを判断するに当たっては、類似の程度以外の要素（他人の商標が造語からなるか、その構成に際立った特徴があるか、周知であるかなど）を総合的に考慮する。

3. 共通の構成要素の識別力の低さが出願拒絶／登録取消の十分な理由となった 2 つの例（先の権利－係争商標）を提示されたい。

該当する例は見つからなかったが、出所混同のおそれがないとして登録が維持された例を参考までに以下に示す。

混同のおそれなし



4. 共通の構成要素に識別力がない場合、その影響について説明されたい。混同のおそれはあるか。

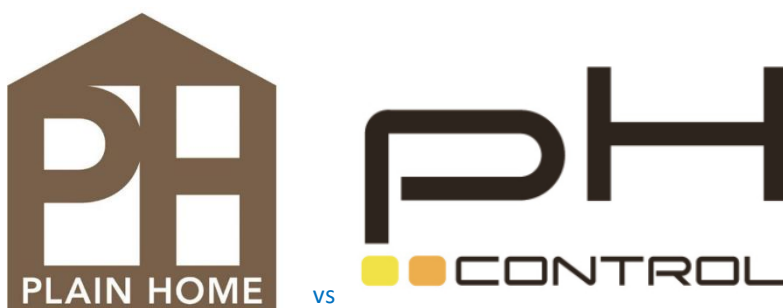
商標の類否判断は、その識別力の低い部分を除き、自己の商品・役務を他人の商品・役務から独立して識別する標識としての機能を果たし得る部分（「主要部分」）に基づいて行う。

他人の業務にかかる商品または役務と混同を生ずるおそれがあるか否かを判断するに当たっては、類似の程度以外の要素（他人の商標が造語からなるか、その構成に際立った特徴があるか、周知であるかなど）を総合的に考慮する。

5. 「はい」と回答した場合は、共通の構成要素の識別力の欠如が出願拒絶／登録取消の十分な理由となった2つの例（先の権利－係争商標）を提示されたい。

該当する例は見つからなかったが、出所混同のおそれがないとして登録が維持された例を参考までに以下に示す。

混同のおそれなし



6. 貴庁の制度において、係争出願／登録は係争商品・役務の一部についてのみ拒絶／取消ができるか。できる場合、係争出願／登録の拒絶／取消が行われた商品・役務をどのように処理するかについて説明されたい。

一部の指定商品・役務について異議申立をすることができる。その結果、一部の指定商品・役務についてのみ登録が取り消されることがある（商標法第 43 条の 2）。また、すべての指定商品・役務について異議申立がなされた場合でも、審査手続の結果、一部の指定商品・役務の登録が取り消されることがある。

7. 異議申立手続中に、商品・役務のリストの明確化や補正は認められるか。認められる場合、異議申立手続への影響についても明記されたい。

異議申立手続では指定商品・役務の一部放棄が可能だが、その効力は遡及せず（商標法第 35 条において準用する特許法第 98 条第 1 項）、商標登録査定の時期に基づいて判断される。

KIPO

貴庁は、異議申立手続において先行商標の識別力を評価するか。

☒ はい ☐ いいえ

1. 共通の構成要素の識別力の低さが出願拒絶／登録取消の十分な理由となった 2 つの例（先の権利－係争商標）を提示されたい。

例：

2. 「はい」と回答した場合は、共通の構成要素の識別力の欠如が出願拒絶／登録取消の十分な理由となった 2 つの例（先の権利－係争商標）を提示されたい。

例：

3. 異議申立手続中に、商品・役務のリストの明確化や補正は認められるか。認められる場合、異議申立手続への影響についても明記されたい。

回答なし

USPTO

貴庁は、異議申立手続において先行商標の識別力を評価するか。☑ はい ☐ いいえ

1. 先行商標の識別力をどのように評価するかを説明されたい。

消費者による混同のおそれを評価するために商標を比較する場合、TTAB は商標全体を比較する。比較では、識別力の高い商標ほど大きなウェイトが与えられ、より強力な商標とみなされる。混同のおそれを分析する上でいずれか 1 つの要素により大きなウェイトが与えられ、出願人の使用または使用の意図に対してより広範な保護の範囲が商標権者に付与されることがある。商標が識別力を有するかどうかを評価する際に、TTAB はその商標が恣意的または独創的か、その商標に関連する商品・役務に関連する意味を有するかどうかなどを評価することができる。

異議申立人の商標が後天的識別力の主張に依拠することなく登録され、USPTO の主登録簿に登録されている場合、異議申立人の商標は本来の識別力があり強力であると推定されるが、出願人が異議申立人の商標と類似する第三者商標の使用または登録の証拠を提出することにより、その弱点が示される可能性がある。

2. 共通の構成要素に低い識別力しかない場合、その影響について説明されたい。混同のおそれはあるか。

識別力のない共通要素（典型的には、記述的要素もしくは一般的要素、または意匠もしくは製造マークの背景としてのみ機能する共通の幾何学的形状もしくはデザイン）は、混同のおそれを分析する上でさほど重視されない。

混同のおそれを分析する際に、商標は全体として考慮される。ただし、商標の構成要素によっては比較の際にさほど重視されないものもある。放棄されている記述的言葉や一般的言葉はさほど重視されない。また、商標に含まれる共通の構成要素の第三者による使用の数は、混同のおそれを分析する際の商標の比較においてその構成要素がさほど重視されないことを意味する。それぞれの事案は、関係する特定の事実と提示された証拠に基づいて決定される。

3. 共通の構成要素の識別力の低さが出願拒絶／登録取消の十分な理由となった 2 つの例（先の権利一係争商標）を提示されたい。

USPTO の例：

In re Detroit Athletic Co., 128 USPQ2d 1047 (Fed.Cir 2018)：審決は、さまざまな衣料品について先に登録された商標「**DETROIT ATHLETIC CLUB**」（「**ATHLETIC CLUB**」は放棄）に基づき、スポーツ衣料品小売サービスについての商標「**DETROIT ATHLETIC CO**」（「**ATHLETIC CO**」は放棄）の登録拒絶を支持した。

In re National Data Corp., 222 USPQ 515 (1984)：金融サービスに関連して使用される「**CASH MANAGEMENT ACCOUNT**」の先行登録に基づき、「**THE CASH MANAGEMENT EXCHANGE**」の商標登録は拒絶された。

4. 共通の構成要素に識別力がない場合、その影響について説明されたい。混同のおそれはあるか。

商標は全体として比較される。一般的に、商標に含まれる識別力のない共通の構成要素は、混同のおそれを評価するための比較においてさほど重視されない。分析はケースバイケースで行われ、共通の構成要素の性質や識別力の程度に左右される。

5. 「はい」と回答した場合は、共通の構成要素の識別力の欠如が出願拒絶／登録取消の十分な理由となった 2 つの例（先の権利一係争商標）を提示されたい。

6. 貴庁の制度において、係争出願／登録は係争商品・役務の一部についてのみ拒絶／取消ができるか。できる場合、係争出願／登録の拒絶／取消が行われた商品・役務をどのように処理するかについて説明されたい。

はい。異議申立では、その対象を被異議申立出願の特定の商品・役務に限定することができる。異議申立人が勝訴した場合は、係争商品・役務が商品・役務の表示から削除された後、出願が続行される。

出願人は、異議申立人の登録の取消または制限を求めて反訴を主張することができる。出願人が勝訴した場合は、その商標の登録を受けることができる。また、米国商標法台 18 条は、一方の当事者または双方の当事者の出願または登録が特定の商品または役務について制限されている場合には、異議申立人または出願人のいずれかが混同は生じないと主張することを認めている。これは、商標が商取引における実際の使用よりも広い範囲の商品・役務について登録または出願されている場合に利用できる。

7. 異議申立手続中に、商品・役務のリストの明確化や補正は認められるか。認められる場合、異議申立手続への影響についても明記されたい。

商品・役務の補正は、当事者間の紛争を解決する補正であれば、特定の状況の下で認められることがある。このような場合、TTAB が当事者の合意通りに補正を承認すれば、補正は出願データベースに登録され、異議申立は棄却され、補正後の出願は登録の発行に進むことになる。

46) 異議申立手続において貴庁が要求する使用の証拠

EUIPO

1. 貴庁は異議申立手続において、異議申立人に対し、先行商標の使用の証拠を提出するよう要求するか。 ☒ はい ☐ いいえ

欧州連合商標は、登録後 5 年以内に真正に使用されなければならない（[EUTMR 第 18 条\(1\)](#)）。しかし、所有者には登録後 5 年間の「猶予期間」があり、その間は使用の証明を要求されることはなく、単に正式な登録により商標は完全に保護される。この期間が過ぎると、所有者は先行商標の**真正な使用を証明する**よう要求されることがある。

当庁は、先行商標が使用されているかどうかを**職権**で調査しない。異議申立手続において、先行商標の使用に異議を申し立てることができるのは、係争商標の出願人である。[EUTMDR 第 10 条\(5\)](#)に従い、異議申立の根拠となる理由についての見解と同時に、使用証明の請求を提出することができる。

5 年間の猶予期間の後、異議申立手続において真正な使用が請求された場合、異議申立人は、その商標が保護されている地域において真正に使用されていることを証明できる限りにおいて、先行商標とそれが対象とする商品・役務について応答することができる。

当庁が定めた期限（2 カ月）までに証拠が提出されない場合、異議申立は先の権利に基づく限りにおいて棄却される。

使用を証明するためには、以下に関する表示と証拠が必要である。

1. 場所
 2. 時間
 3. 範囲
 4. 関連する商品・役務に関する異議申立人の商標の使用の性質。
- これらの要件は累積的なものであり、当庁が実施する総合的評価の対象となる。

当庁が、真正な使用を立証するには証拠が不十分であると判断し、かつ、依拠した先行商標が 5 年以上登録されている場合、異議申立は棄却される。

2. 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの使用で十分か。左右される場合、その条件は何か。

先行商標が EUTM である場合、EUTM が欧州連合において「真正に使用」されているかどうかを評価する際には、加盟国の国境を無視すべきである。EUTM の使用が真正とみなされるためには、広範な地理的地域で使用される必要はなく、1 つの加盟国で使用されれば十分である（一般裁判所の最近の判例法により確立した慣行が確認された - T-316/21, 01/06/2022, Superior manufacturing）。

国内商標は、保護されている地域で使用されなければならない（この場合も、その地域のかかなりの部分で十分である）。

3. 登録されたものとは異なる形態での使用の証拠は認められるか。証明された形態と登録された形態の違いはどの程度まで認められるか。

使用されている商標の違いは、登録されている商標の識別力を変えるかどうかを判断するために評価しなければならない。識別力を有する追加や省略は商標の識別力を変えることになり、証拠の拒絶につながる可能性があるものの、識別力がないまたは弱い追加や省略は通常認められる。

その他の例は、[ガイドライン](#)と [CP8](#)に記載されている。

4. 実際の使用において追加された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

	Sign as registered	Sign as used
	GERIVAN	BIO GERIVAN

EUIPO が認めた例：

EUIPO が拒絶した例：

Sign as registered	Sign as used
	

5. 実際の使用において省略された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

EUIPO が認めた例：

Sign as registered	Sign as used
	

EUIPO が拒絶した例：

Sign as registered	Sign as used
	

6. 異議申立手続において先行商標の使用を証明するために貴庁が要求する使用の範囲（量、地理的範囲、期間）を説明されたい。

当庁は、所有者が関連市場における商業的地位を真剣に獲得しようとしているかどうかを評価する。特に、以下の点を考慮する。

- 一方におけるすべての使用行為の商業的ボリューム
- それらの使用行為が行われた期間
- それらの行為の頻度

この評価は、商業的な成功を測るためのものではない。真正な使用を証明する厳密な基準値を定めることはできず、個々の事案の状況を考慮しなければならない。例えば、高度に専門的な商品の場合、売上がかなり低くても、（商品の性質や価格の高さを考慮すると）当該商品の販売店／市場シェアを創出・維持しようとする真剣な試みを示すことができる（§62-65 of T-316/21, 01/06/2022, Superior manufacturing）。すべての使用が同じ顧客に関係するからといって、真正な使用を退けることはできない。

また、当該の 5 年間を通じて継続的に使用されている必要もない。

CNIPA

1. 貴庁は異議申立手続において、異議申立人に対し、先行商標の使用の証拠を提出するよう要求するか。 ☐ はい ☒ いいえ

関連する状況はない。

2. 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの使用で十分か。左右される場合、その条件は何か。

関連する状況はない。

- 登録されたものとは異なる形態での使用の証拠は認められるか。証明された形態と登録された形態の違いはどの程度まで認められるか。

関連する状況はない。

- 実際の使用において追加された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

関連する状況はない。

- 実際の使用において省略された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

CNIPA に関連する例はない。

- 異議申立手続において先行商標の使用を証明するために貴庁が要求する使用の範囲（量、地理的範囲、期間）を説明されたい。

CNIPA に関連する例はない。

JPO

- 貴庁は異議申立手続において、異議申立人に対し、先行商標の使用の証拠を提出するよう要求するか。 ☐ はい ☒ いいえ

回答なし

- 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの使用で十分か。左右される場合、その条件は何か。

回答なし

- 登録されたものとは異なる形態での使用の証拠は認められるか。証明された形態と登録された形態の違いはどの程度まで認められるか。

回答なし

- 実際の使用において追加された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

回答なし

- 実際の使用において省略された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

回答なし

6. 異議申立手続において先行商標の使用を証明するために貴庁が要求する使用の範囲（量、地理的範囲、期間）を説明されたい。

回答なし

KIPO

1. 貴庁は異議申立手続において、異議申立人に対し、先行商標の使用の証拠を提出するよう要求するか。 ☒ はい ☐ いいえ

異議申立を行う際に、必要な証拠とともに要求する。

2. 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの使用で十分か。左右される場合、その条件は何か。

回答なし

3. 登録されたものとは異なる形態での使用の証拠は認められるか。証明された形態と登録された形態の違いはどの程度まで認められるか。

事案に応じて個別に判断する。

4. 実際の使用において追加された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

5. 実際の使用において省略された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

6. 異議申立手続において先行商標の使用を証明するために貴庁が要求する使用の範囲（量、地理的範囲、期間）を説明されたい。

事案に応じて個別に判断する。

USPTO

1. 貴庁は異議申立手続において、異議申立人に対し、先行商標の使用の証拠を提出するよう要求するか。☑ はい □ いいえ

コモンロー商標権が主張されている場合は要求する。異議申立を支持するために先の連邦登録が提出された場合には、所有権と使用について一定の推測が適用される。出願人は、異議申立人の登録商標が放棄され、もはや使用されていないと考える場合、異議申立人の登録を取り消すための反訴を提起することができる。反訴に勝訴するためには、異議申立人は使用または正当な理由による不使用の証拠を提出しなければならない。

2. 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの使用で十分か。左右される場合、その条件は何か。

場合による。コモンロー上の権利は一般的に、商標が使用されている地域に限定されるが、係属中の出願に異議を申し立てるには十分な範囲であることもある。連邦登録は、商標に擬制的な全国的権利を与える。事案の事実関係によっては、当事者は個別の同時使用手続を申請することができる。同時使用手続とは、TTAB が 1 人または複数の出願人に同時登録、すなわち、TTAB が使用や地域に関する条件と制限を定めた制限付登録を受ける資格があるかどうかを判断する当事者間手続である。同時使用の事案は異議申立と同様に審理できるが、両当事者の商標が登録されるように関連する制限に合意することで、当事者間で解決される可能性ははるかに高い。

3. 登録されたものとは異なる形態での使用の証拠は認められるか。証明された形態と登録された形態の違いはどの程度まで認められるか。

証拠は、登録された形態における商標の使用を示すものでなければならない。外観上の軽微な違いは許容される場合もあるが（文字商標の複数形と単数形での使用など）、登録商標の大幅変更や、商標への新たな構成要素の追加は許容されない。

4. 実際の使用において追加された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

USPTO が認めた例：In re Innovative Cos., LLC, 88 USPQ2d 1095 (TTAB 2008)：「FREEDOMSTONE」から「FREEDOM STONE」への補正を認めた。

USPTO が拒絶した例：In re Who?Vision Sys., Inc., 57 USPQ2d 1211 (TTAB 2000)：「TACILESENSE」から「TACTILESENSE」への補正案を拒絶した。

5. 実際の使用において省略された要素によって、異なる形態での使用が認められた／拒絶された 2 つの例（登録商標－使用商標）を提示されたい。

USPTO が認めた例： *In re Larios, S.A.*, 35 USPQ2d 1214 (TTAB 1995)（「VINO DE MALAGA LARIOS」は、類似のデザインを持つ「GRAN VINO MALAGA LARIOS」の補正として許容できると判断した）

当初の商標：



補正後の商標：



USPTO が認めなかった例： *In re Dillard Dep't Stores, Inc.*, 33 USPQ2d 1052 (Comm'r Pats. 1993)を参照（商標「IN•VEST•MENTS」の高度に様式化された表示上の特徴を削除する案を拒絶した）



Mark as Registered



Proposed Amended Mark

6. 異議申立手続において先行商標の使用を証明するために貴庁が要求する使用の範囲（量、地理的範囲、期間）を説明されたい。

使用は一般的に、州際通商、米国と外国との通商、または米国議会が規制できる通商に影響を与える米国内の通商におけるものでなければならず、商標法に示されている使用の要件に適合しなければならない（合衆国法典第 15 編第 1051 条(a)）。

合衆国法典第 37 編第 22 条(k)(1)、第 2.34 条(a)(1)(i)も参照のこと。

使用の性質は、関連する商品・役務に関する通常業務におけるものでなければならない。

米国のあらゆる場所での出願人による使用を禁止するのに十分な使用が証明されれば、全国的な範囲で登録が禁止される。同時使用も 1 つの選択肢となる。

47) 名声／周知性

EUIPO

1. 商標が名声を確立するためには、商標の登録が必要か（すなわち、未登録商標は名声を有するとはみなされないか）。☑ はい □ いいえ
2. どのような種類の証拠が名声／周知性を証明するのに役立つか、また、原則として、さまざまな種類の証拠に異なる証明力を付与するか。

先行商標の名声を確認するためには、先行商標の名声を評価する際にすべての関連事実、特に「その商標が有する市場シェア、その使用の強度、地理的範囲、期間、事業者がその宣伝のために行った投資の規模」を考慮しなければならない（14/09/1999, C-375/97, Chevy, EU:C:1999:408, § 25, 27）。

異議申立人は、EUTMR 第 97 条(1)に記載されているすべての証拠手段を利用することができる。いずれにせよ、異議申立人は、提出することが有用であると考えた証拠の形態を自由に選ぶことができる（26/06/2019, T-651/18, HAWKERS (fig.) / HAWKERS (fig.) et al., EU:T:2019:444 § 35）。

以下の証拠手段は、名声を証明するために適切になり得る（このリストはそれぞれの相対的な重要性や証拠力を反映しておらず、それらはケースバイケースで評価される）。

宣誓陳述書または肯定的な陳述書

裁判所または行政当局の決定

商標庁の決定

世論調査および市場調査

監査および検査

認証および賞

マスコミまたは専門誌の記事

経済効果や会社概要についての年次報告書

請求書およびその他の商業文書

広告および販促資料

インターネット上での存在や活動の証拠

3. 提出された証拠について言語要件はあるか。証拠が手続の言語ではない場合、翻訳は必要か。貴庁では翻訳文の認証を義務付けているか。

異議申立書は、EUIPO の 5 つの言語（英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語）のいずれかでのみ提出することができ、その言語は欧州連合商標の出願人が選択した 2 つの言語のうちの 1 つとも一致しなければならない。

この言語はその後、異議申立手続を通じて使用される。

認証を受けた翻訳文を提出する必要はない。

先行商標の使用または名声を示す証拠が提出された場合、異議申立人が証拠の翻訳文を提出しなければならないか、それとも他の言語で証拠の意味を説明すれば十分であるかは、当庁の裁量に委ねられている。その際には、両当事者の利益のバランスを考慮する。

4. 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの名声で十分か。左右される場合、その条件は何か。

いずれもイエスである。

先行商標は、登録された地域において名声を有していなければならない。EU では EUTM、加盟国では国内商標である。その地域のかかなりの部分で名声が存在していれば十分である（例えば、EUTM の場合は 1 つの加盟国であつてもよい）。

提出される証拠は、当該地域に関するものでなければならない。例えば、EU 全体または全世界での売上に関する数字は、関連データが地域別に分類されていなければ、特定の加盟国における名声を示すのに適切ではない。言い換えると、「より幅広い」名声を考慮する場合には、当該地域についても名声が具体的に証明されなければならない。

貴庁の制度において、名声を有する商標と抵触する係争出願／登録は、係争商品・役務の一部について拒絶／取消ができるか。

異議申立が商品・役務の一部との関連性を立証することのみを目的とする場合、またはその立証にのみ成功した場合は可能である。

決定が確定すると、拒絶された商品・役務は登録簿から削除される。

5. 不利益が条件である場合、実際の使用または将来の使用が、名声を有する先行商標に不利益をもたらす、またはもたらすおそれがあることを証明するために、どのような証拠や論証が認められるか。例えば、異議申立人に対し、平均的な消費者の「経済行動の変化」を示す証拠を提出するよう要求するか。

識別力への不利益：

裁判所は、希釈化の立証について「より高い基準」を主張している。以下の2つの自律的条件が、異議申立人によって立証されなければならない。

- 関連公衆の認識における名声を有する商標のイメージや同一性のばらつき（主観的条件）。
- 関連公衆の経済行動の変化（客観的条件）。

異議申立人は、実際の不利益の証拠を提出する必要はないが、将来的に不利益を被る重大なリスク（単なる仮定ではないもの）の証拠を提出し、当庁を納得させなければならない。異議申立人は、（単なる推測ではなく）蓋然性の分析からなされた論理的な推論に基づいて、また、関連する商業分野における通常の慣行やその他すべての事情を考慮した上で、不利益を被るおそれを証明する証拠を提出することでこれを行うことができる。

名声への不利益：

先行商標の名声に対する不利益を立証するためには、消費者の心の中での両商標間の結びつきに加え、後続商標の対象となる標識または商品・役務のいずれかが名声を有する商標と関連付けられたときに、否定的または不利益な影響を引き起こさなければならない。出願された商品・役務に関連して係争商標を使用することによる有害な影響は、問題となっている商品の（品質ではなく）全般的な性質や通常の特性由来するものでなければならない。

CNIPA

1. 商標が名声を確立するためには、商標の登録が必要か（すなわち、未登録商標は名声を有するとはみなされないか）。☐ はい ☒ いいえ
2. どのような種類の証拠が名声／周知性を証明するのに役立つか、また、原則として、さまざまな種類の証拠に異なる証明力を付与するか。

売上請求書、契約書、広告や雑誌の報告書、賞状、売上や広告投資の数字、展示会への参加といった証拠は、さまざまな角度から商標の知名度を証明する。

3. 提出された証拠について言語要件はあるか。証拠が手続の言語ではない場合、翻訳は必要か。貴庁では翻訳文の認証を義務付けているか。

提出された証拠書類が外国語の場合は、中国語の翻訳文を添付しなければならない。中国語の翻訳書類が添付されていない場合、証拠は提出されなかったものとみなされる。

4. 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの名声で十分か。左右される場合、その条件は何か。

原則として、証拠は中国の領域内で使用されるものとする。

出願人が周知商標の保護を要求する場合、その地域的な使用範囲はかなり広くなければならない。商標法第32条を「他人がすでに使用している一定の影響力がある商標を、出願人が不正な手段で登録しようとしている」事案に適用する場合には、先行商標の地理的範囲が被異議申立人に及んでいる必要がある。

5. 貴庁の制度において、名声を有する商標と抵触する係争出願／登録は、係争商品・役務の一部について拒絶／取消ができるか。

商品・役務の一部について抵触する出願／登録が争われた場合、抵触する商品・役務の出願は拒絶され、残りの商品・役務は承認されることがある。

6. 不利益が条件である場合、実際の使用または将来の使用が、名声を有する先行商標に不利益をもたらす、またはもたらすおそれがあることを証明するために、どのような証拠や論証が認められるか。例えば、異議申立人に対し、平均的な消費者の「経済行動の変化」を示す証拠を提出するよう要求するか。

現時点では、どのような証拠が損害の発生を証明できるかは明確にしていない。また、出願人がそれを証明する必要もない。

JPO

1. 商標が名声を確立するためには、商標の登録が必要か（すなわち、未登録商標は名声を有するとはみなされないか）。☐ はい ☒ いいえ
2. どのような種類の証拠が名声／周知性を証明するのに役立つか、また、原則として、さまざまな種類の証拠に異なる証明力を付与するか。

著名性や周知性の認定に当たっては、原則として、新聞、雑誌、書籍、インターネット記事といったさまざまな資料に基づき、需要者の間で広く認知されているか否かを総合的に判断する。

3. 提出された証拠について言語要件はあるか。証拠が手続の言語ではない場合、翻訳は必要か。貴庁では翻訳文の認証を義務付けているか。

原則として、異議申立にかかる書面は日本語で書かれなければならない（商標法施行規則第 22 条第 1 項において準用する特許法施行規則第 2 条第 1 項）。
委任状、国籍証明書その他の書面であって、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない（商標法施行規則第 22 条第 1 項において準用する特許法施行規則第 2 条第 2 項）。
翻訳文の認証は必要ない。

4. 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの名声で十分か。左右される場合、その条件は何か。

商標法第 4 条各号でいう周知・著名商標には、日本全国だけでなく、特定の地域においてのみ周知・著名な商標も含まれる。

また、商標法第 4 条第 1 項第 15 号に基づく判断において、外国で著名な商標が日本の需要者の間で周知である場合には、かかる事実を十分に考慮して判断する。

商標法第 4 条第 1 項第 19 号に基づく判断において、商標が主として外国において周知である場合には、その商標が日本国内で周知であるか否かは問われない。

また、商標法第 3 条第 2 項は、識別力を有しない商標であって、商標法第 3 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当するものであっても、その商標が使用の結果、周知となった場合には、商標登録を受けられると規定している。

この場合の周知とは、識別力がないため原則として登録できない商標が、使用によって識別力を獲得したため例外的に登録が認められることを意味する。したがって、その商標が日本全国で周知・著名であることを証明する必要がある。

5. 貴庁の制度において、名声を有する商標と抵触する係争出願／登録は、係争商品・役務の一部について拒絶／取消ができるか。

異議申立の対象となる登録商標が著名であるか否かにかかわらず、一部の指定商品・指定役務について異議申立を行うことができる。その結果、一部の指定商品・役務についてのみ登録が取り消され

ることがある（商標法第 43 条の 2）。また、すべての指定商品・役務について異議申立がなされた場合でも、審査手続の結果、一部の指定商品・役務の登録が取り消されることがある。

6. 不利益が条件である場合、実際の使用または将来の使用が、名声を有する先行商標に不利益をもたらす、またはもたらすおそれがあることを証明するために、どのような証拠や論証が認められるか。例えば、異議申立人に対し、平均的な消費者の「経済行動の変化」を示す証拠を提出するよう要求するか。

質問 15 で述べたように、日本における商標登録異議申立制度の主な目的は、当事者間の特定の紛争を解決することではない。
したがって、著名商標に対する不利益は条件ではない。

KIPO

1. 商標が名声を確立するためには、商標の登録が必要か（すなわち、未登録商標は名声を有するとはみなされないか）。☐ はい ☒ いいえ
2. どのような種類の証拠が名声／周知性を証明するのに役立つか、また、原則として、さまざまな種類の証拠に異なる証明力を付与するか。

ある商標が商品・役務の出所識別標識として需要者や取引者の間で広く知られているかどうか判断基準となる。そのためには、アンケート調査など多様な方法が考えられる。

3. 提出された証拠について言語要件はあるか。証拠が手続の言語ではない場合、翻訳は必要か。貴庁では翻訳文の認証を義務付けているか。

基本的に、手続はすべて韓国語で行われる。

4. 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの名声で十分か。左右される場合、その条件は何か。

回答なし

5. 貴庁の制度において、名声を有する商標と抵触する係争出願／登録は、係争商品・役務の一部について拒絶／取消ができるか。

係争出願／登録は、係争商品・役務の一部について取り消すことができる。

6. 不利益が条件である場合、実際の使用または将来の使用が、名声を有する先行商標に不利益をもたらす、またはもたらすおそれがあることを証明するために、どのような証拠や論証が認められるか。例えば、異議申立人に対し、平均的な消費者の「経済行動の変化」を示す証拠を提出するよう要求するか。

回答なし

USPTO

1. 商標が名声を確立するためには、商標の登録が必要か（すなわち、未登録商標は名声を有するとはみなされないか）。□はい ☒ いいえ

2. どのような種類の証拠が名声／周知性を証明するのに役立つか、また、原則として、さまざまな種類の証拠に異なる証明力を付与するか。

識別力を立証するためには、提案された商標が関連する商品・役務の商標として認識されているという具体的な証拠が必要である。商標が商品・役務について識別力を獲得していることを立証するために必要な証拠の種類と量は、各事案における商標の性質や商標の使用を取り巻く状況によって異なる。検討される証拠の種類の例としては、商取引における商標の使用期間、広告費、出所表示としての商標の認知を主張する供述書や宣言書、調査証拠、市場調査、需要者の反応調査などがある。

3. 提出された証拠について言語要件はあるか。証拠が手続の言語ではない場合、翻訳は必要か。貴庁では翻訳文の認証を義務付けているか。

提出物は英語でなければならない。

4. 証拠は地理的範囲に左右されるか。例えば、地域の一部だけでの名声で十分か。左右される場合、その条件は何か。

一概には言えない。米国の一部における名声で十分な場合もある。提供される証拠の量と種類は、ケースバイケースで分析される。

米国のあらゆる場所での出願人による使用を禁止するのに十分な使用が証明されれば、全国的な範囲で登録が禁止される。同時使用も1つの選択肢となる。

5. 貴庁の制度において、名声を有する商標と抵触する係争出願／登録は、係争商品・役務の一部について拒絶／取消ができるか。

特定の係争商品・役務について商標への異議を申し立てることができる。著名とみなされ、その著名性が適切な証拠によって裏付けられている商標の場合、係争出願に記載された商品・役務は限定されない。希釈化の主張において異議申立人が勝訴した場合、係争商品・役務は限定されない。希釈化は需要者が混同や誤解をしなくても生じる可能性があるため、混同のおそれとは異なる。

6. 不利益が条件である場合、実際の使用または将来の使用が、名声を有する先行商標に不利益をもたらす、またはもたらすおそれがあることを証明するために、どのような証拠や論証が認められるか。例えば、異議申立人に対し、平均的な消費者の「経済行動の変化」を示す証拠を提出するよう要求するか。

希釈化は、著名商標に対する実際の損害の証拠によってのみ証明することができる。例えば、需要者がその著名商標をさほど好意的に認識していないことを示す調査証拠やその他の直接的な証拠などである。証拠の種類と量は事案によって異なる。

混同のおそれの主張に関連して、不利益（または潜在的な不利益）は、市場シェアを失う可能性の証拠、実際の市場での混同の証拠、および事案の事実によって異なるその他の証拠に基づいて示すことができる。

48) 実体規定に関する適用法への参照を提供されたい（また、拒絶理由ごとに関連する法律規定を明記されたい）。

[EUIPO](#)

[欧州連合商標理事会規則](#)（EUTMR）、特に第 8 条。

[欧州連合商標委員会規則](#)（EUTMDR）

[欧州連合商標委員会実施規則](#)（EUTMIR）

[CNIPA](#)

周知商標－商標法第 13 条第 2 項および第 3 項

商標権者の代理人による無断出願またはその他の所有権問題－商標法第 15 条

保護された地理的表示－商標法第 16 条第 1 項

登録商標／商標の同一性および商品・役務の同一性－商標法第 30 条および第 31 条

使用を目的としない悪意の商標出願－商標法第 4 条

禁止規定の絶対的根拠－商標法第 10 条

重要性規定の絶対的根拠－商標法第 11 条および第 12 条

代理人による先取り登録－商標法第 19 条第 4 項

先に使用され、他人の既存の先の権利を侵害する未登録商標についての先取り登録－商標法第 32 条

[JPO](#)

質問 42 に対する回答を参照。

[KIPO](#)

質問 42 に対する回答を参照。

[USPTO](#)

上記の質問 23 に対する引用付きの回答を参照。

49) 異議申立手続の変更を検討しているか。検討している場合、それはどのようなものか。

[EUIPO](#)

[ガイドライン](#)は、主に判例法の発展に基づき、各国官庁と利用者団体が参加する周期的かつオープンなプロセスで更新される。

法的枠組みが今後数年のうちに変わる可能性は低い。

[CNIPA](#)

商標法の改正や異議申立手続の最適化を検討しており、悪意の出願との闘いを継続する。

[JPO](#)

そのような変更を行う予定はない。

[KIPO](#)

今のところ変更する予定はない。

[USPTO](#)

USPTO の商標審判部（TTAB）は、新たな手続を試験導入するパイロットプログラムを随時実施していく。また、その手続に関する規則も随時改正する。懸案中の規則変更案はない。TTAB は、審理が効率的かつ効果的に行われる可能性を高めるために、特定の事案の当事者に対し、審理に入る前に TTAB の弁護士や審判官との対話を義務付けるパイロットプログラムを検討している。

2023 年 4 月、TTAB は審理前会議の最終的なパイロットプログラムを開始する。このプログラムの目的は、当事者と TTAB の時間とリソースを節約し、効果的かつ効率的な証拠提示を促進することにある。

<https://www.uspto.gov/trademarks/trademark-trial-and-appeal-board/final-pretrial-conference-pilot>